(公表用)

岩手県福祉サービス第三者評価の結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 いわての保健福祉支援研究会

② 施設・事業所情報

事業所名称: 鵜飼保育園 種別: 保育所 代表者氏名: 園長 立花 美奈子 定員: 130名 所 在 地: 滝沢市鵜飼笹森1-2 ホームページ [施: 019-687-1375 ホームページ [施設・事業所の概要] 開設年月日: 昭和54年4月1日 経営法人・設置主体 (法人名等): 社会福祉法人 滝沢市保育協会 職員数 常勤職員: 24名 専門職員 1名 保育士 7名 主任保育士 1名 調理員 1名 保育士 17名 保育補助 2名 看護師 1名 看護師 2名 栄養士 1名 調理補助 1名 調理員 3名 (設備等) の概要 (民室数) (設備等) 乳児・ほふく室 保育室エアコン設置 保育室 防犯カメラ設置 遊戯室 AED設置 給食室 カード式送信機 (アルソック契約) 事務室 顔認証自動認証システム設置	WIRE 4. NEW HISTORY					
所 在 地:滝沢市鵜飼笹森1-2 面:019-687-1375 ホームページ 【施設・事業所の概要】 開設年月日:昭和54年4月1日 経営法人・設置主体(法人名等):社会福祉法人 滝沢市保育協会 職員数 常勤職員:24名 非常勤職員:11名 専門職員 園長 1名 保育士 7名 主任保育士 1名 調理員 1名 保育士 17名 保育補助 2名 看護師 1名 保育士 0名 課職助 1名 調理員 3名 施設・設備 の概要 (居室数) (設備等) 乳児・ほふく室 保育室エアコン設置 保育室 防犯カメラ設置 施戲室 AED設置 給食室 カード式送信機 (アルソック契約)	事業所名称	: 鵜飼保育園	種別:保育所			
Ta : 0 1 9 - 6 8 7 - 1 3 7 5	代表者氏名:	園長 立花 美奈子	定員:130名			
【施設・事業所の概要】 開設年月日:昭和54年4月1日 経営法人・設置主体(法人名等):社会福祉法人 滝沢市保育協会 職員数 常勤職員:24名 非常勤職員:11名 専門職員 園長 1名 保育士 7名 主任保育士 1名 調理員 1名 保育士 17名 保育補助 2名 看護師 1名 看護師 2名 栄養士 1名 調理補助 1名 調理員 3名 (設備等) の概要 (民室数) (設備等) 別児・ほふく室 保育室エアコン設置 保育室 防犯カメラ設置 遊戲室 AED設置 給食室 カード式送信機(アルソック契約)	所 在 地:	滝沢市鵜飼笹森1-2				
開設年月日:昭和54年4月1日 経営法人・設置主体(法人名等):社会福祉法人 滝沢市保育協会 職員数 常勤職員:24名 非常勤職員:11名 専門職員 園長 1名 保育士 7名 主任保育士 1名 調理員 1名 保育士 17名 保育補助 2名 看護師 1名 看護師 2名 栄養士 1名 調理補助 1名 調理員 3名 (設備等) 利児・ほふく室 保育室エアコン設置 保育室 防犯カメラ設置 遊戯室 施食室 カード式送信機 (アルソック契約)	Tel: 0 1 9 —	687-1375	ホームページ			
経営法人・設置主体(法人名等):社会福祉法人滝沢市保育協会職員数常勤職員:24名非常勤職員:11名専門職員園長1名保育士7名主任保育士1名調理員1名保育士17名保育補助2名看護師1名調理補助1名調理員3名(設備等)施設・設備 の概要(居室数) (設備等)乳児・ほふく室 保育室エアコン設置 保育室 労組室 労組室 (公費 (【施設・事業	所の概要】				
職員数常勤職員:24名非常勤職員:11名専門職員園長1名保育士7名主任保育士1名調理員1名保育士17名保育補助2名看護師1名看護師2名栄養士1名調理補助1名調理員3名(設備等)の概要(民室数)(設備等)乳児・ほふく室保育室エアコン設置保育室防犯カメラ設置遊戲室AED設置給食室カード式送信機 (アルソック契約)	開設年月日:	昭和54年4月1日				
専門職員 園長 1名 保育士 7名 主任保育士 1名 調理員 1名 保育士 17名 保育補助 2名 養養士 1名 調理補助 1名 調理員 3名 (設備等) が概要 (民室数) (保育室エアコン設置 保育室 防犯カメラ設置 佐食室 カード式送信機 (アルソック契約)	経営法人・設	置主体(法人名等): 社会福	社法人 滝沢市保育協会			
主任保育士 1名 調理員 1名 保育士 17名 保育補助 2名 看護師 1名 看護師 2名 栄養士 1名 調理補助 1名 調理員 3名 (設備等) の概要 (民室数) (保育室エアコン設置 保育室 防犯カメラ設置 佐蔵室 AED設置 お食室 カード式送信機 (アルソック契約)	職員数	常勤職員:24名	非常勤職員:11名			
保育士17名保育補助2名看護師1名看護師2名栄養士1名調理補助1名調理員3名(設備等)の概要(民室数)(設備等)乳児・ほふく室保育室エアコン設置保育室防犯カメラ設置佐蔵室AED設置給食室カード式送信機 (アルソック契約)	専門職員	園長 1名	保育士 7名			
看護師1名看護師2名栄養士1名調理補助1名調理員3名(設備等)の概要(民室数)(設備等)乳児・ほふく室保育室エアコン設置保育室防犯カメラ設置遊戲室AED設置給食室カード式送信機 (アルソック契約)		主任保育士 1名	調理員 1名			
栄養士1名調理員3名施設・設備 の概要(民室数) 乳児・ほふく室 保育室エアコン設置 保育室 労犯カメラ設置 格食室保育室エアコン設置 防犯カメラ設置 AED設置 カード式送信機(アルソック契約)		保育士 17名	保育補助 2名			
施設・設備 (居室数) (設備等) の概要 乳児・ほふく室 保育室エアコン設置 保育室 防犯カメラ設置 遊戲室 AED設置 給食室 カード式送信機 (アルソック契約)		看護師 1名	看護師 2名			
施設・設備 の概要 (居室数) (設備等) 乳児・ほふく室 保育室エアコン設置 保育室 防犯カメラ設置 遊戲室 AED設置 給食室 カード式送信機 (アルソック契約)		栄養士 1名	調理補助 1名			
の概要乳児・ほふく室保育室エアコン設置保育室防犯カメラ設置遊戯室AED設置給食室カード式送信機 (アルソック契約)		調理員 3名				
保育室防犯カメラ設置遊戯室AED設置給食室カード式送信機 (アルソック契約)	施設・設備	(居室数)	(設備等)			
遊戯室 AED設置 給食室 カード式送信機 (アルソック契約)	の概要	乳児・ほふく室	保育室エアコン設置			
給食室 カード式送信機 (アルソック契約)		保育室	防犯カメラ設置			
		遊戲室	AED設置			
事務室 顔認証自動認証システム設置		給食室	カード式送信機 (アルソック契約)			
		事務室	顔認証自動認証システム設置			

③ 理念・基本方針

1. 理念

慈愛・和・信

- 一. 私たちは、子ども達が豊かな愛情の中で一人ひとりが幸せに生活し、心身ともに 健やかな育ちが保障されるようどの子にも限りない『慈愛の心』をもって保育 いたします。
- 一. 私たちは無限の力をもつ子ども一人ひとりの健やかなる成長を支え、共に保育の喜びを創り分かち合う『和の心』を大切にいたします。
- 一. 私たちは、未来に向かって生きる力を育む保育の仕事に誇りと使命感をもち、 子育ての輪を広げ豊かにし、共存する『信の心』を大切に社会に貢献して参り ます。

2. 方 針

(1) 安全安心な環境と保育の質の向上

利用する子どもや保護者の人権を尊重し一人ひとりの尊厳が守られ良質且つ 安全・安心な生活環境と質の高い保育を提供します。特に、直接触れる体験や遊び 視して、子ども自ら学ぶ力を発揮させ、一人ひとりの心の深まりと諸能力と学び の芽の一層の育成を図ります。

また、子どもの健やかな育ちを願い、家庭、地域、保育園の関係性を深め協働して、課題やニーズに対する子育て環境の改善に積極的に取り組みます。

(2) 公益的取り組みと情報発信

地域における子育て福祉の課題に主体的にかかわり、多様な関係機関との協働を 図りながら、地域の包括的な子育て支援の中心的な役割を担い公益的な取組を推進 します。また、地域との関係性を深め信頼と協力を得ることができるよう、経営情 報の公表や情報発信に積極的に取り組み、地域に根ざした施設経営を行います。

(3) 専門性の向上と人材育成

社会の情勢や子育て環境の複雑化に伴い、保育所では多様化する支援機能に対する幅広く高度な専門性や技術、技能などが求められます。日々の業務を通じ、その専門性を向上させていくために、キャリアパスの明示と「要」となるリーダー的職員の位置づけの明確化及びマネジメント能力の向上に努めると共に育成システムを構築し、職員育成の充実を図ります。

(4) 透明性と柔軟性を持った事業経営

当法人の保育園経営において理念に基づく方針及び社会福祉関係法令等を遵守し、種々の課題や要望に迅速且つ的確な対応と、経営状況、財務状況を把握した透明性の高い財務管理を行い、公益的、公共的で信頼性の高い経営を行います。また、事業を積極的に推進する力を持つ組織づくりを行い、社会的責任と使命を果たしていきます。

3. 保育目標

- ○健康で明るく丈夫な子ども
- ○心豊かな感性と、思いやりのある子ども
- ○意欲をもち、考えて行動できる子ども

4. 目指す職員像

○人間性豊かで子どもの視点に立って考え行動できる職員

相手の思いを感じ取る感受性と豊かな人間性をもって、子どもの最善の利益の視点で考え行動できる。

○ チャレンジ精神があり、主体的に考え行動できる職員

課題意識を持ち改善する取り組みへの積極性と現状に留まらない専門性への 向上心があり、最少の費用で最大の効果をあげるようコスト意識を持って創意 工夫ができる。

○広い視点と柔軟な発想で考え行動できる職員

時代やニーズを素早く読み取る先見性と柔軟な発想で構想する創造性と行動力を持ち、人の話に耳を傾けられる謙虚な姿勢で他者と知識を共有し協働できる。

○心身ともに健康な職員

発生するストレスをコントロールし、持てる能力を十分に発揮できるよう精神面における、ゆとり・力強さ(メンタル)を備え自己の身体と精神の状態を適切に保持できる。

○誠実で信頼される職員

誠実で福祉に携わる職員として高い倫理観と強い使命感、公正・公平・透明性を 持ち、仕事を正確・丁寧に行い周りに信頼される。

5. 行動指針

職員一人ひとりが組織の一員として、自らの行動に責任と自覚を確立するために『滝沢市保育協会職員行動指針』を定め、法人内外に示します。

すべての職員は、この行動指針の厳守に努め、殊に管理・監督する立場、職員をリードするリーダーの立場にあるものは自ら模範となるよう率先して実行に努めます。

(1) 人権擁護

私たちは、子どもと保護者の尊厳を守り、人権擁護に努めます。

(2) 子どもの発達の保障

私たちは、一人ひとりの子どもの発達を理解し、健やかな育ちを保障します。

(3) 保護者との協働

私たちは、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを 支援します。

(4)リスクマネジメント

私たちは、日頃から危険な行為及び個所をチェックし安全管理の徹底に努めます。

(5) 地域貢献

私たちは、地域社会と交流を通して地域貢献に努め地域の一員として活動します。

(6) 法令遵守(コンプライアンス)

私たちは、関係法令や法人の諸規定を正しく理解し、厳守します。

(7) 個人情報の保護と情報の発信・開示

私たちは、個人情報を適切に取り扱い、情報発信・開示します。

(8) 自己研鑽

私たちは、職場の連携を図り、知識や専門性を高め合い、自分が目指す目標を 掲げ自己研鑽に努めます。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

鵜飼保育園保育の重点

『心も身体も元気でたくましい子ども』

〜安心できる環境をつくり、情緒の安定した子どもを育てる〜 〜のびのびと遊び丈夫な身体と心を育てる〜

『よく見る・よく聞く・よく考える子ども』

~色々なことに関心をもち、人の話をよく聞き、意欲や考える力をもつ

子どもを育てる~

『友だちを大切にする子ども』

~友だちとの生活の中で、色々な気持ちを経験し、心豊かな子どもを育てる~ (楽しさ、がまん、助け合い、思いやり、やさしさ、くやしさなど)

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和	6	年	4	月	1	3	日	(契約日)~
		令和	П	7	年	3	月	3	日 (評価結果確定日)
受審回数 (前回の受審時				口	(平	成·	令和]	年度)
期)									

⑥ 総評

1 「評価の根拠」と「評価者コメント」について

評価機関として、評価指標の「評価細目(65項目)」について、判断基準「a・b・c」による評価を行うにあたっては、提出いただいた中長期計画、保育指導計画、諸規程、各種マニュアル等の関係資料の内容、園としての「自己評価結果」及びその前提となった7グループによる「職員の自己評価」等にあらかじめ目を通させていただいたうえで「訪問調査」に伺い、幹部の皆さんから各「評価細目」に対する"認識度や取り組みの熟度"等を確認させていただき、評価の「判断根拠」とした。

また、「評価者コメント」については、「取り組みの状況」に、「評価細目」の主な取り組み内容を記載するとともに、「b」評価(「c」評価なし)と判断された項目においては、見直しや改善が望まれる或いは期待される事項を、「期待される取り組み事項」として記述させていただいた。

2 評価結果の総評

当保育園は、市役所や総合公園等の公共施設や交流拠点が集積する市の中心部に鱗接する大規模な住宅エリアの中に位置し、昭和54年に開設以来、住宅団地工区の拡大に伴う保育ニーズの増加に対応しながら、45年にわたり乳幼児の保育事業を通じて地域の子育て支援に貢献してきた。

園では、本年度の「全体的な計画」の「特色ある教育と保育」として、「様々な遊びや体験を通じて逞しく生きる力を育む」、「色々なことに関心を持ち、人の話をよく聞き、意欲や考える力を育む」を掲げ、多様な教育・保育活動、地域の行事への参加、保護者の保育参加等の取り組みに力を入れている。各クラスの「週間指導計画・保育日誌」は、一人ひとりの子どもをよく観察したうえで、丁寧に記録されており、職員が日々の保育実践に熱心に取り組んでいることを確認できた。

今回の第三者評価における園の自己評価においては、最初に、非常勤職員も含む5

名で構成する7グループによる評価が行われたが、グループによっては、取り組みの成果、評価の判断理由や根拠が明確に記載されていない細目もあった。

次に、各グループの評価をもとに幹部による評価が行われ、各グループの評価細目に関する見直しや改善に向けた意見、要望等も確認したうえで「園全体の自己評価」としており、「b」評価とした細目については、園としての今後の取り組みの方向性を明確にしている。

今後の業務運営の改善や保育の質向上などの取り組みにおいて、園全体で検討する 必要があるテーマについては、今回の非常勤職員も含めたワーキンググループによる 討議も効果的と考えられ、取り組みの一方法として定着することを期待したい。

評価細目の評価において、「特に評価の高い点」、「改善が求められる点」は次のとおりである。

《特に評価の高い点》

(1) 保護者等家庭との連携、交流(細目A-No.15、17関連)

園では、保護者等が保育の方針や内容を理解し、また、子どもと直接触れ合いながら園生活の様子や成長の姿を実感できるよう、「保育参観日(ウエルカム Day)」や「保育参加日(ニコニコ Day)」を始め、保護者に参加いただく諸行事を設定しており、さらには、いつでも自由に参観を受け入れる体制を整えている。

「ウエルカム Day]や「ニコニコ Day」では、給食やおやつを試食してもらうとともに 給食メニューのレシピを提供するなど、食育に関する情報共有も進めている。

こうした機会を通じて保護者等家族との連携を深め、相互理解を図っており、今後も 行事への参加が増え、また気軽に保育参観をしてもらえるよう、行事の企画や保護者等 との交流を工夫していきたいとしている。

(2) 働きやすい職場づくり (細目№16 関連)

園では、協会が策定した仕事と子育ての両立など働きやすい職場環境づくりのための「行動計画」を実践しているが、さらに、毎年度、「副主任グループ」が中心になり「目指せ!みんなが働きやすい職場!!アンケート」を行い、残業(持ち帰り仕事)、休憩時間、事務時間、有給休暇、職場のコミュニケーション、勤務体制、非常勤職員へのサポート等、仕事や職場環境に関する職員の現状認識や意見、意向、改善案等を集約し、働きやすい職場づくりに向けた課題を明確にし、継続的に職場環境の改善に取り組んでいる。

《改善が求められる点》

(1) 「事業計画」の構成(細目№5、6関連)

園の「事業計画」の構成は、協会の「中長期計画」に定める4項目の「方針」に基づき、園の「2 重点と具体的な取り組み」を掲げ、これを受けて、「4 教育・保育計画(保育目標、保育方針、教育・保育活動等)」を明示しているが、2と4の間に繋がりを欠く面が見受けられる。4の「教育・保育計画」において、2の「具体的な取り組み」を踏まえていることを補充して記述することにより、より体系的で分かりやすい事業計画になるものと考えられる。職員の参画も得て、事業計画を作成することの意義や必要性を共有のうえ、事業計画の構成を再検討することを期待したい。

その際には、前年度の事業状況の把握による成果や課題も構成要素に加えることが望まれる。

(2) 職員一人ひとりの育成に向けた取り組み(細目№17、19 関連)

園では、協会の「人材育成計画」に定める「目標管理制度」に基づき、職員一人ひとりが「業務」や「保育」に関する「自分にとって望ましい目標」を設定し、「ステップアップシート」の作成により自らの専門性の向上や保育の質向上に取り組んでいるが、協会の定める制度としては、職員個々に設定する目標が園の業務や保育の改善目標とリンク(連動)することが求められているところ、園全体の見直しや改善と整合性のある目標の設定は少ないように見受けられる。今後の職員の「ステップアップシート」の作成に当たっては、園として、当該年度において見直し、改善等を要する業務運営や保育実践のテーマを職員間で確認、共有したうえで、それぞれの目標を設定し、取り組みを進めることが期待される。

また、協会全体として、研修推進体制が整備され、職階別、職能別の各種教育・研修計画のもと、職員の研修受講の機会も確保されているが、個々の職員の「研修受講歴」は「履歴書」の中に時系列に整理されているものの、職員個々のキャリアアップの経緯や育成の方向性などの記述はない。協会や園においては、職員の「研修受講歴」について、「履歴書」から切り離し、職員個々に必要な専門的知識や技術の習得、専門資格の取得、さらには本人の希望や目標等を記録し、職員一人ひとりのキャリアアップ養成に向けた「職員育成プログラム」として継続的に活用できる様式に改善することを期待したい。評価機関として、評価指標の「評価細目(65 項目)」について、判断基準である「a・b・c」評価を行うに当たっては、提出していただいた諸規程、保育指導計画、マニュアル等の関係資料の内容、「園の自己評価結果」及びその前提となった3グループによる「職員の自己評価」等に予め目を通させていただいたうえで「訪問調査」を実施し、幹部の皆さんからの聴き取りをもとに、各「評価細目」に対する"認識度や取り組みの熟度"を判断し、「評価の根拠」とした。

また、「評価者コメント」においては、「取り組みの状況」に、主な取り組みの内容を記載するとともに、特に「b」評価(「c」評価なし)と判断された項目については、改善、見直し、検討が望まれる或いは期待される点等を、「期待される取り組み事項」として記述させていただいた。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

- ・第三者評価受審に向けての取り組みの中で、少人数でのグループワークを行うことで 様々な気づきや疑問共有の大切さを改めて考える機会となりました。
- ・保育の質の向上を図る際、専門的な知識や情報を得る機会と、職員自身の資質向上に繋がる機会との両面が必要であり、限られた時間の中で充実した研修や学びができるよ

- う工夫して進めることができました。
- ・研修からの振り返りから、見出された課題や改善点の中ですぐ取り組めるものは、早急 に取り組みを進めているところです。
- ・マニュアルがあるから安心ではなく、マニュアルを活用したうえで共通理解と実践が 今後の課題であります。
- ・今回の第三者評価受審から学んだことを活かし、子ども、保護者の思いに寄り添い、安全・安心な環境作りと、魅力ある保育園運営を進めていきたいと思います。

地域とのかかわりの中で、発信や交流を進め地域の子育て拠点としての役割を果たせるよう努力しいきたいと思います。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念·基本方針

Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評 価結果
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 経営母体の「社会福祉法人滝沢市保育協会(以下「協会」)」では、2019 年度から 2028 年度までの「第二次中長期計画(「以下「中長期計画」)を策定した際、改めて協会としての使命や役割を明確にした理念・方針、保育目標、目指す職員像、行動指針等を定めた。協会では、理念や目指す職員像を「理念カード」にまとめ、全職員に配布し、保育実践に対する基本的考え方や取り組みの姿勢を職員間で共有するよう努めている。
- ② 園では、毎年度の「事業計画書」において、協会の「方針・保育目標」に基づき「重点と具体的な取り組み」を定めており、協会の「理念・方針」と整合性のある計画となっている。
- ③ 園において新年度の「事業計画書」について職員間で共有する際には、園長は、協会の「理念・方針・保育目標」を踏まえながら、「重点とする取り組み事項」や「保育方針・活動計画」を説明している。また、日常の保育実践や関連業務の取り組みに当たっては、定例の職員会議等において、協会の「理念・方針」や園の「保育方針」を再確認しながら進めるよう努めている。
- ④ 保護者等に対しては、「入園説明会」、「保護者説明会」、「クラス懇談会」等において、園の保育に対する基本的な姿勢、保育目標、取り組みの重点等を分かりやすくワンペーパーにまとめた新年度の「運営方針」により説明しているが、その際に、運営の原点としての協会の「理念・方針」についても丁寧に話すようにしている。

□ 期待される取り組み事項

協会の「理念・方針」については、事務室等の目に届くところに掲示し、周知を図っているとしているが、「目指す職員像」や「行動指針」も含め、職員間で定期的に読み解きと確認の機会を設けることが望まれる。特に、非常勤職員に対しては、協会の理念等と園の保育方針等との関連性も含め、より丁寧な説明が期待される。

Ⅰ-2 経営状況の把握

I -2-(Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	а

3	I −2−(1)−② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	а

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 協会として取り組む必要のある重要課題については、理事長、執行役員等の協会幹部で構成する「経営会議」の検討を経て理事会で承認のうえ実施に移されており、役員間での共有は図られている。
- ② 園の運営課題や予算執行の検証・改善は、必要に応じ「職員会議」、「昼会」等で職員の意見、提案等を得ながら、「副主任ミーティング」を経て、園長、主任保育士(以下「主任」)、副主任保育士(以下「副主任」)、副主任看護師、及び副主任栄養士で構成する幹部による「運営会議」で検討、決定のうえ、組織的に進められている。
- ②「中長期計画」に当園の園舎全面改築が掲げられ、協会として検討が始まっている。現敷地内での建築が予定されていることから、工事期間中の運営継続の方法が課題になっており、園では、「新園舎アイデアノート」を用意し、職員から意見、提案、要望等を求め、集約して協会に提言する取り組みを始めている。

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 市が主催する「教育・福祉施設長会議」に各園長が出席し、教育、福祉行政の動向の説明を受けている。 また、市内の保育所代表者で構成される「保育施設協議会」(年度3回開催)に協会各園長で構成する「園 長会」の代表が出席し、地域の保育動向や課題等について情報交換を行っている。
- ② 協会では、「園長会議」において、事業運営や財務状況の課題等について分析、評価しながら、協会としての取り組みの方向性や改善、見直しの方法等について議論する時間を定期的に設けている。 本年度は、保育ニーズの減少により「姥屋敷保育所」を統合廃止し、人員の再配置調整を行うなど、協会運営の改善を図った。
- ③ 園においては、地域の保育需要の動向分析や福祉課題等の把握に努め、「職員会議」等で、園の将来展望等を話し合う時間をつくっている。そうした機会に、園長は、「園長会議」の資料等を活かし委託費の仕組みや協会・園の人件費、事業費の割合等、財務の仕組みや状況についても、職員に分かりやすく説明している。

I-3 事業計画の策定

I -3-((1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評 価結果
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的ビジョンを明確にした計画が策定されている。	а

評価者コメント

- ① 協会の「中長期計画」においては、4項目の「方針」毎に、前期・中期・後期に実施すべき内容=目標(ビジョン)が定められている。また、過去数年間の入園率、人件費、事務費、事業費の各比率等の分析を行い、収支の見通しを立て、実現性のある中長期の「財務計画」を策定している。
- ② また、検証や評価が可能になるよう、施設・設備整備、人員配置計画など、可能な限り、数値による目標値や目指すべき成果の到達点を設定している。

③ 本年度は、「中長期計画」の中期(22~24年度)の検証・見直しの年度に当たっており、協会では、後期(25~28年度)に向け、「園長部会」を中心に取り組みの検証作業に入っており、園においても、年度後半に中期までの園としての取り組みの評価を行うこととしている。

5 I-3-(1)-② 中長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 b

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 協会では、「中長期計画」の前期(2019~21)・中期(2022~24)に協会全体として取り組む必要のある事項 の進捗状況を確認しながら、各年度の「事業計画」を策定している。
- ② 園の「事業計画」では、「重点と具体的な取り組み」として「中長期計画」に定める4項目の「方針」を園運営の「重点」として掲げ、項目毎に「具体的な取り組み事項」を明記している。また、保育実践の目標として、「保育方針」や「教育・保育活動」の主な取り組みを掲げている。なお、「事業計画」の「保育方針」は、「保育の内容に関する全体的な計画(以下「全体的な計画」)」には記載されていない。

□ 期待される取り組み事項

園における「事業計画」の構成は、「運営方針」、「重点と具体的な取り組み」、「修繕費支出、固定資産の取得」、「教育・保育計画」、「人員配置、健康と安全対策、職員研修」等になっており、この構成は、概ね各園共通になっている。園の「事業計画」では、「運営方針」から「重点と具体的取り組み」、「教育・保育計画(保育目標・保育方針)」までの内容において、園としての運営方針の一貫性や相互の関連性が明確には示されていない。「事業運営」と「保育計画」との繋がりなど、「事業計画」の構成を再整理することを期待したい。

Ⅰ-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評 価結果
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 園の「事業計画書」に掲げる各事業は、総務、教務、研修、保健等、全職員が分担する「係制」により実施されていることから、毎年度の「事業計画」は、各担当係から出される意見や提案を活かしながら、「運営会議」で策定している。各係では、前期末に取り組み状況の検証と見直し、年度末に取り組み結果の評価や反省を行い、後期の取り組みや次年度の「事業計画」の策定に反映している。
- ② 園の「事業計画」は、「全体的な計画」、年間の「保育指導計画(以下「指導計画」)、「年間保健安全指導計画(以下「保健計画」)」、「食育年間指導計画(以下「食育計画」)」、「園内研修年間計画」等、各種の年間計画と整合性を取りながら策定されている。

□ 期待される取り組み事項

園では、職員の参加による「事業計画」の実施状況の把握が不足しているとしており、「事業計画」を策定する意義、必要性、「事業計画」の機能、役割等を「職員会議」等において再確認し、実施状況の把握の方法や手順を明確にしたうえで、「事業計画」に基づき実施された保育や運営業務の評価・反省・見直しが職員の参加を得て行われることを期待したい。

I -3-(2)-(2)	重業計画け	保護者等に周知され、	理解を促している
1 3 (2) 2	ず木川 凹は、	不成省 守に 川州で10、	生所で促じている。

а

評価者コメント

7

□ 取り組みの状況

- ① 「入園説明会」、「保護者説明会」、「クラス懇談会」等において、「入園のしおり(重要事項説明書)」、「事業計画」の取り組みの重点等を簡潔にまとめた「運営方針」や年間の「行事予定表」により保護者等に説明し、園での子どもの1年間の生活について理解と協力を得られるよう努めている。
- ② 「事業計画」に掲げる行事等については、「園だより」や「クラスだより」で、その都度、具体的に知らせ、園活動への理解と行事への参加を得られるよう工夫している。
- ③「事業計画書」や「事業報告書」は、各種公開資料とともに玄関脇に置き自由に閲覧できるようにしている。

Ⅰ-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

Ⅰ-4-(1) 質の向上に向けた取組みが組織的・計画的に行われている。		第三者評 価結果
8	┃ Ⅰ-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	а

評価者コメント

ロ 取り組みの状況

- ① 園運営全般については、「クラスミーティング」、「副主任ミーティング」、「保育会議」、各「業務担当係」のミーティング等において、それぞれのメンバーにより取り組み内容の評価や反省を日常的に行い、課題を明確にして、「運営会議」に持ち上げ、必要な改善策や見直し案の検討を行っている。
- ② 保育実践においては、月間の「指導計画」について、月末の「クラスミーティング」で「評価・課題」の整理を行い、「保育会議」で話し合ったうえで、改善策や見直し内容を、翌月の計画作成に反映させ、質の向上に努めている。また、年間の「指導計画」、「食育計画」、「保健安全計画」についても、期ごとに評価を行い、必要な改善策を次期の計画に盛り込んでいる。
- ③ 本年度の「第三者評価」受審においては、「7グループでの職員による「評価細目」の自己評価(以下「グループ評価」)」をもとに、園長等幹部による「園全体の自己評価(以下「園全体の評価」)」を行った。
- ④ 園運営や保育実践の評価は PDCA サイクルの中に位置付けて取り組むことが効果的とされていることから、園では、各計画の「評価・反省」に当たっては、PDCA サイクルにより記録や整理できる様式に改善し、より分析的に記述できるよう工夫したいとしている。
- 9 I -4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的 な改善策を実施している。

b

評価者コメント

- ① 園では、園運営や保育実践の自己評価を日常的に進め、課題や見直しが必要な事項を見出し、職員間で 共有化を図りながら改善策の検討に継続的に取り組んでいるが、評価から改善策や改善計画の作成、改 善の実施に至る取り組みの仕組みや流れが明確になっていない面があるとしている。
- ② 今年度は、受審した第三者評価での自己評価の結果も活かしながら、園運営や保育実践の質向上のための自己評価の位置付けを明確にするとともに、継続的な取り組みに向け体系化を図りたいとしている。

□ 期待される取り組み事項

- ① 改善、見直し事項の中には、「事業計画」に位置付けて実施するもの、協会に相談するものなどがあり、課題等の具体的な取り組み方策や方法についても明確にすることが求められる。
- ②「第三者評価」の「評価基準」の活用による園運営の自己評価については、結果の分析や課題を検討する体制・仕組みを明確にするなど、園として取り組みのマニュアル又は手順書を整備し、効果性のある取り組みを継続的に実施することを期待したい。

なお、「グループ評価」においては、「評価細目」によっては趣旨の理解が不十分なものもあり、改めて各細目について、職員全員で「評価基準の趣旨や留意点」等の読み解きを行う機会をつくることが望まれる。

評価対象 Ⅱ 組織の管理運営

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

I I−1−(1)管理者の責任が明確にされている。	第三者評 価結果
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	а

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 園長は、新年度の「事業計画」や「運営方針」により園運営の基本の考え方、保育の重点等を説明する中で、園長としての役割と責任について明確に意思表示を行い、職員の理解と共有意識を得ながら園運営を行っている。
- ② 園長は、毎月の「職員会議」で、自ら作成した資料で「園長会議」の報告や業務上の指示事項を説明しているが、特に「今月の言葉」の欄を設け、園運営や仕事の対する日頃の園長としての思いや願いを文章化して示している。
- ③ 園長は、職員の「保育日誌」等の作成資料に目を通し、職員の主体性を大切にしながら、助言、指導を行っている。また、フットワークよく、園内の状況や子ども達の様子を観察し、気付いたことや気になることを適時に職員に伝え、話し合いの場を持つなど、リーダーシップを発揮しており、園長の保育に対する情熱と熱量は職員によく伝わっており、職員から厚い信頼を得ている。
- ④ 災害等、有事の際の園長の役割や責任、園長不在時の代表責任者を主任とすることなどが「危機管理・安全管理マニュアル」に示されており、園長と主任は、日頃から災害や事故等予期せぬ事態の発生に備え意思疎通を図っている。

11 Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 a

評価者コメント

ロ 取り組みの状況

- ① 園長は、児童憲章や児童福祉法などに定める子どもの人権の尊重・擁護、プライバシーや個人情報の保護、さらには、雇用・労働、防災等に関する「法令等の遵守」(コンプライアンス)が保育園としての運営の基本であると考えており、協会の「職員の行動指針」を踏まえながら、職員に対して、保育者としての基本姿勢や守るべき法令、規律、規範等について、「職員会議」等で繰り返し周知している。
- ② 協会では、遵守すべき法令等をファイル化して各園に配布しているが、「園長部会」において、本年度、新たに「コンプライアンス推進に関する実施要綱」を策定し、運用を開始した。実施要綱には「内部通報(公益

通報)の窓口」の設置も含まれており、園長は、園内のコンプライアンスの体制を明確にするとともに、職員研修等を通じて実施要綱の周知と理解に取り組んでいる。

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		第三者評 価結果
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	а

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 園長は、毎月の「職員会議」における園運営の協議や「保育会議」での保育実践の評価、課題等の話し合いの際には、職員の意見や提案を丁寧に聴取、確認しながら園全体での議論に繋がるよう先導し、保育の質向上に共通認識を持って園全体で取り組めるよう指導力を発揮している。
- ② また、各クラスの保育現場に立ち会う機会を多く持つようにしており、保育実践の様子を観察しながら個々の職員に自信と自己肯定感が育まれ、保育スキルの向上に繋がるよう助言や指導を行っている。
- ③ 園長は、保育実践の様子を保護者に理解してもらうことに力を入れており、保護者の希望で年間を通じて随時保育を見学できる「保育参観日(ウェルカム Day)」、「保護者懇談会」の開催に合わせ親子で活動する「保育参加日(ニコニコ Day)」を企画し、保護者と連携を図りながら保育内容の充実に努めている。

また、保護者等に参加をお願いしている夏まつり(うかいっコ祭り)、運動会、発表会等の行事においては、 それぞれの行事の意図やねらいを保護者に明確に説明できる企画内容になるよう指導している。

13 Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

а

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 園長は、協会の役員を兼ねていることから、協会経営の視点も踏まえ、「運営会議」において、幹部職員とコストバランスに留意した園運営の方向性を共有しながら、実効性の上がる運営や業務執行の先頭に立っている。
- ② 園長は、運営会議の参加メンバーとともに、人員配置、勤務体制や勤務割、福利厚生、保育実践、業務処理等の園運営全般の課題や問題点を明らかにしながら、これらについて、効率性、実効性の観点から改善や見直しに取り組んでいる。
- ③ 園長は、改善や見直しに向けた職員からの意見や要望に対しては、「運営会議」で、直ちに取り組むもの、 時間をかけて検討するもの、先送りするものなどの判断を行い、取り組みの方向性を職員に指示している

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

II -2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評 価結果
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取 組が実施されている。	b

評価者コメント

ロ 取り組みの状況

① 協会の「中長期計画」の「方針」として、「専門性の向上と人材育成」が掲げられており、専門職の配置、活用等、保育所として必要な人材や人員体制について、「職種別の年次採用・配置計画」により具体的な数値目標が立てられ、人材確保の方向性が示されている。協会では、毎年度、計画的に保育士等の採用を進めており、例年、地元大学、専門学校、高校の専攻科の「就職説明会」に出向いて説明を行うとともに実習生の受け入れを行い、人材確保に向けた取り組みに力を入れている。

- ② 協会においては、「人材育成計画」を策定し、キャリアアップ、人事評価、目標管理等の制度運用や職種、職位、保育分野別の「研修計画」により人材育成に取り組んでおり、園においても、「協会主催研修」に連動させた「園内研修計画」を作成し、実践的な研修を進め、職員のスキルアップを図っている。
- ③ 園においては、職員の約4割を占める非常勤職員の果たす役割は極めて大きなものがあり、園の運営に 欠かすことのできない存在として安定的確保に努めているが、勤務時間や勤務形態の違いや非常勤職員 の考え方の相違などもあり、日常的に非常勤職員に対する情報や関係資料の提供が十分とは言えず、ま た、研修の受講機会も不足しているとしており、非常勤職員の質向上に向けた取り組みを強化することが課 題となっている。

□ 期待される取り組み事項

協会においては、「中長期計画」の「人材確保の計画」の枠外にある非常勤職員の各園運営上の位置付けや今後の確保や育成の方向性について、後期計画のテーマとして取り上げ、検討を行うことを期待したい。「グループ評価」からは、非常勤職員について、情報の共有を始め、課題協議への出席や各種研修への参加が必要との意見が多数出されており、園としても、非常勤職員の意見や希望を把握しながら、育成に向けた具体的な取り組みを検討することが望まれる。

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	а

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 協会では、「中長期計画」の中で、保育に携わる職員として期待される姿を「目指す職員像」として明確に定め、職員に名刺大のカードとして配布し、常に携帯し、確認できるようにしている。
- ②「就業規則」、「給与規則」、「職の設置に関する規則」、「嘱託・契約・非常勤職員規程」等、職員の採用、配置、服務、昇給、昇格等職員の勤務・労働条件、待遇等の「人事基準」が整備、運用されており、職員にも周知されている。
- ③ 協会では、人事管理の方法として、職位毎に評価要素を設定した「自己評価・人事評価表」により、職員の「自己評価」をもとに年2回実施する上司評価をもとに成果や貢献度に見合った処遇を行う「人事評価制度」、組織目標に沿った個人目標を設定し、「ステップアップシート」の作成により取り組む「目標管理制度」、処遇改善加算対象のミドルリーダー等の養成に向けた「キャリアアップ研修」などを一体的に進めている。
- ④ また、定期的(中長期計画の前・中・後期毎)に「職員アンケート(満足度調査)」を実施し、職場や仕事への思いや意向、意見等を把握、分析し、処遇や勤務条件の改善・見直しに役立てている。現在、本年度実施した中期分の「アンケート調査」結果を集計中である。

II -2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者評 価結果
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	а

評価者コメント

ロ 取り組みの状況

- ① 協会では、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」(令和6年度~7年度)を策定し、仕事と子育ての両立を図りながら働きやすい職場環境を整えるため、有給休暇や子どもの看護・育児休暇の取得、残業時間を3時間以内に削減することなど、具体的な行動計画を策定し、各園において、積極的に取り組みを進めている。
- ② また、協会が実施する「職員アンケート」においては、職場環境への満足度や改善を希望する事項等も調査しており、働きやすい職場づくりに向けた取り組みに活かしている。本年度実施された中長期計画の中期「職員アンケート」結果は、今後の各園の職場環境の改善に反映することとしている。

- ③ 園では、協会の調査とは別に、働きやすい職場づくりに向け、改善したいと考える事項とその改善案について、「副主任グループ」が中心となり、毎年度「職員アンケート」を実施している。前年度の調査には、25 名の職員が回答を寄せており、非常勤職員の有給休暇の取り方等、具体的な意見も出されている。提案された職場環境や働き方への改善案は、「職員会議」等において検証しながら、その実現に向けた取り組み方策を話し合うなど、職員参加のもとで、働きやすい職場づくりを進めている。
- ④ 協会では、悩みごと相談の窓口を設置し、「電話相談カード」を配布するなど、相談しやすい環境を整えている。園長は、日常的に職員の心身の状況に配意しており、年2回の「人事評価」の個別面談においては、 仕事と生活の両立やメンタルヘルスの面からも、個々の職員の話をよく聴くよう心がけている。

П−2−(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	第三者評 価結果
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b

評価者コメント

ロ 取り組みの状況

- ① 協会では、「理念・方針」、「目指す職員像」、「行動指針」等に基づき、「輝く職員は輝く子どもの未来を創る」という職員育成の基本に立って「人材育成計画」を策定し、その中で、一人一人の職員が「組織の目標」に沿って「個人の目標(自分にとって望ましい目標)」を設定し、PDCA サイクルにより「ステップアップシート」を作成する「目標管理制度」を導入しており、各園が創意と工夫を重ねながら取り組みを進め、職員の資質や専門性の向上に努めている。
- ② 園においては、職員一人一人が、「保育」と「業務」に関する目標を設定し、上位者から適宜、助言、指導を得ながら目標達成に努めており、年度末には、上位者の評価のもと振り返りを行い、成果の確認や改善策の検討を行っている。

□ 期待される取り組み事項

- ① 園の「ステップアップシート」の作成においては、「職員が設定した目標」が「園としての目標」とリンクしたものになっているか、はっきりしないものも見られ、本人の資質向上に役立つとともに、園の運営や保育の質改善にも活かされる目標設定になっているか、点検や検証が必要と考えられる。そのため、毎年度、「保育」、「業務」それぞれの園としての「改善目標」を明確に定め、職員個々が、それらに関連した「取り組み目標」を設定できるような仕組みに改善することが望まれる。
- ② また、非常勤職員についても、「ステップアップシート」の作成により、園長、主任等の個別面談による指導・助言の機会を増やすなど、「目標管理制度」を非常勤職員にも適用し、一人一人の状況に合わせた育成に役立てることを期待したい。

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修	_
	が実施されている。	а

評価者コメント

ロ 取り組みの状況

- ① 協会では、「中長期計画」において、人材育成の基本姿勢、研修の目標、研修推進体制等を定めており、理事長、園長部会、主任部会、分野別の各部会代表及び協会本部で構成される「研修推進運営本部」のもとに、職位別、職種・分野別の部会で構成される「運営委員会」を置き、部会毎に具体的研修が体系的に企画、実施されている。これらの「協会主催研修」に加え、各種の「外部主催研修」への派遣や国の「キャリアパス制度」の活用による「キャリアアップ研修」も積極的に進めている。
- ② 園では、毎年度の「園内研修計画」を定め、「研修係」を中心に、「協会主催研修」と整合性を取りながら保育、食育、保健に関わる実践的な分野別の研修、働きやすい職場環境づくりのための研修、職員間のコミュ

ニケーションの円滑化のための研修等に取り組んでいる。特に本年度は、「福祉サービス第三者評価」の受審に向け、制度への共通理解、標準的な保育の見直しなどを進め、「第三者評価基準の評価細目」に沿って、グループ分けにより園の自己評価に取り組んだ。

③ 協会では、研修のまとめや各園の実践報告を年度末に研修集録集「あゆみ」として取りまとめており、研修計画の作成や研修内容の見直しに活用されている。

19 Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。 b

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 園では、職員の資質や専門性の向上を目指し、協会主催の職位・職種別の「部会研修」への参加も含め、職員一人一人に必要な研修の受講機会が確保されるよう「園内研修年間計画」を作成している。本年度は、「協会主催研修」との連動性にも配慮しながら、第三者評価受審、人権擁護、協会研修受講後の報告研修、乳児、食育、新人研修等の「園内研修」を実施している。
- ②「園内研修年間計画」の作成に当たっては、毎年度、「研修係」が中心になり、職員が学びたい保育テーマやスキル、受講したい「外部研修」等について、職員の希望や要望を把握しており、一人一人が目的意識やモチベーションを高めながら「協会主催研修」や「外部研修」に参加できるよう、また園内研修に主体性を持って積極的に取り組めるよう、研修企画やカリキュラムの工夫に努めている。

□ 期待される取り組み事項

- ① 受講した研修は、「履歴書」の「キャリアパス研修歴」欄と「研修歴(協会内)」欄に時系列に整理されているが、職員一人一人のキャリアアップの歴史を明確にするとともに、今後の育成プランに活用できるよう、「履歴書」から独立させ、「目標管理(ステップアップシート)」の取り組みも含め、一人一人の「育成プログラム」として研修受講関連データを集約し、園長等の個別面談の資料としても利活用できるよう、様式等の見直しを検討することを期待したい。
- ② 非常勤職員に対する研修の必要性は、各「グループ評価」においても課題として出されている。園としては、非常勤職員が研修受講に対してどのような考え方を持っているか、話し合いの機会を設け、検討のきっかけとすることが期待される。また、他の園でも同様の課題が提起されていることも考えられ、「研修推進運営本部(運営委員会)」に持ち上げて、協会全体の課題として協議、検討することも望まれる。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	第三者評 価結果
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	а

評価者コメント

- ① 協会全体で毎年度 20 名を超える学生を実習生として受け入れており、園では、本年度は11名の受け入れとなっている。
- ② 実習受け入れの総括は主任とし、副主任以下で担当を決めて対応している。実習生を受け入れる社会的 意義を共有しながら、協会の定めた「実習生受け入れマニュアル」により保育士、調理師・栄養士それぞれ のオリエンテーションの進め方、指導案作成等の事前研修を行ったうえで、実習生に対して、「実習生の心 得」により事前説明を行っている。特に配慮が必要な園児への対応については、園児の動きなどを細かく説 明している。また、保護者等には、「園だより」等で事前に説明している。
- ③ 園では、事前に派遣元の大学等の希望を確認し、お互いの準備を確実なものにするとともに、担当する職員によって研修や育成の仕方に差が生じないよう留意しながら効果的な実習になるよう取り組んでいる。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評 価結果
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	а

評価者コメント

- ロ 取り組みの状況
- ① 協会では、協会の理念や方針、各園の保育方針、年度毎の収支決算をホームページに掲載し、公開している。各園の概要、保育内容、年間行事等についても、同じホームページからリンクして見られるようにしている。また、市作成の「子育てガイドブック」にも園の概要等を掲載している。
- ② 園では、保護者に対して、「入園説明会」、「新年度保護者説明会」、「クラス懇談会」や、「園だより」、「クラスだより」等によって園の運営状況や保育方針などを知らせている。
- ③ 園では、玄関先に「事業計画」等の公表資料を置いて、自由に閲覧できるようにしているほか、地域への発信として、年4回、「地域回覧つくしんぼ」(以下「地域回覧」)を発行しており、自治会班長を通して近隣地域への各戸回覧を実施している。「グループ評価」では、年度始めの「地域回覧」で、園の運営方針や事業計画について掲載したらどうかとの意見があり、検討したいとしている。

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	а
----	--	---

評価者コメント

- ロ 取り組みの状況
- ① 協会では、「事務分掌規則」、「職務権限規程」、「経理規程」等を定めており、事務や経理などの処理方法が具体的に示されている。各規程等は「規約集」としてまとめられ、職員等に周知されている。
- ② 園では、「職務・事務分担表」を作成し、園長、主任、副主任など職位毎の職務内容や責任を明確にするとともに、業務担当係毎の分担事務の内容を明示し、円滑な業務執行に努めている。
- ③ 園における会計事務については、協会の「経理規程」により園長が「会計責任者」、主任が「出納職員」と定められ、収支会計の管理や事務処理に当たっている。園では、協会が委託する税理士による毎月の「会計指導」を通じて、消費税の取り扱い等、経理や外部取引について助言や指導を得ているほか、定期的に協会監事による「出納調査」もあり、適正な事務や経理の処理を確保する体制が確立されている。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ -4-(1)地域との関係が適切に確保されている。	第三者評 価結果
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	а
評価者コメント □ 取り組みの状況		

- ① 園では、園の令和6年度「事業計画」の運営方針の中に「地域との交流」、「地域に根ざした取り組み」を謳い、「重点と具体的な取り組み」として「地域回覧の継続と小学校、自治会等地域との交流を進める」と明記している。
- ② 周辺地域に定期的に配布している「地域回覧」は、地域の子育て支援情報や園の食育情報、AED 設置のお知らせなど、地域住民にも活用できる情報を掲載しており、園舎前の掲示板にも掲示している。
- ③ 「ふみの日」に合わせて年長児による滝沢郵便局前郵便ポストの清掃、園児達による園で回収したアルミ 缶の近隣商業施設への持参、地域の「諸葛川愛護会」による鮭の稚魚放流行事への参加などのほか、夏 祭り、運動会等の園行事には、地区民生委員などを招いて地域との交流を活発に行っている。
- ④ 地域の子育て家庭への支援として、「園庭開放」を定期的に実施するとともに、「育児相談」、「絵本の貸出」 も行っている。
- ⑤ 園では、園庭開放や絵本の貸出、育児相談等の情報が地域住民の目に留まり、気軽に利用したいと思ってもらえるよう、情報発信の仕方に一層の工夫を凝らすとともに、「地域回覧」の掲載内容を利用者の二一ズや興味に沿ったものにするなど、地域交流の視点での記事を増やすようにしたいとしている。

0.4	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立して	L
24	いる。	D

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 協会の「中長期計画」において「インターンシップやボランティアの受け入れ体制の構築」を明記しており、 園では「職場体験受け入れマニュアル」と「ボランティア受け入れ」(手順・配慮を記載した文書)をもとに、地 域の学校からの職場体験を受け入れている。
- ② 近年、一般のボランティア希望者は少なく、園では、学校教育への協力として、高校生のインターンシップ や保育実習学生の実習前ボランティアを受け入れることが多くなっている。
- ③ ボランティアの受け入れに当たっては、「ボランティアの皆様へ」という文書の中に、園児への接し方、遵守することなどを記載し、ボランティアに配付している。

□ 期待される取り組み事項

園の「事業計画」にはボランティアの受け入れについての記載はなく、また、「グループ評価」においては、ボランティア受入れに関するマニュアルの整備や研修の必要性を指摘する声が上がっている。「実習生受け入れ」 (「評価細目 20」)との趣旨の違いを踏まえながら、ボランティア受け入れの方針や基本姿勢を明確にし、登録・申込手続き、活動内容、活動における留意事項等も含め、「ボランティア受け入れマニュアル」を見直すとともに、事前の職員研修に取り組んでいくことを期待したい。

П−4−(2)関係機関との連携が確保されている。	第三者評 価結果
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b

評価者コメント

□ 取り組みの状況

① 地域の社会資源である学校、児童相談所、ファミリーサポートセンター、医療機関、各種支援事業所等との 連携を図り、個々の園児の様々な状況に対応した支援を行うことができるよう、関係機関等の案内書や市 の「子育て支援ガイドブック」を備えるとともに、地域にある施設の簡単な「一覧表」も作成し、職員の利用に 供している。

- ② 定期的に開催される「幼保小連絡会」、「教育振興協議会」等の関係機関による連絡会議に参加し、関係機関等との情報交換を通じて、保育運営に繋がるネットワークづくりに努めている。
- ③ 子どもの発達等について心配や気づきが生じた場合や個別的な対応が必要な子どもについては、園長、主任、担任による「ケース会議」を持ち、場合によっては、市の巡回相談事業を活用し、個々のケースに応じた支援を行うとともに、家庭の状況等を考慮し、子どもや保護者が専門機関を利用できるよう支援している。

□ 期待される取り組み事項

- ① 園では施設の「一覧表」を作成しているが、機関・団体の機能や場所などの情報が記載されておらず、また地域の社会資源の一部しか掲載されていない。園周辺には各種の支援機関が存在しており、これらの機関・団体と連携し、子ども、家庭への支援を充実したものにしていくために、各支援事業所等について、その目的や機能、支援内容等を体系的に整理し、様々な課題や問題の解決に役立つ資料として再整備し、職員間で共有することが望まれる。
- ② その際には、学童保育クラブ、少年スポーツクラブ等の子どもの健全育成組織など、園の保育運営に役立 つ機能を持つ様々な地域団体も発掘するなど、地域の社会資源をより広い視点で捉え直し、リスト化することも期待したい。

П−4−(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者評 価結果
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 園長は、協会の「園長会議」、地域の福祉関係者が参集する連絡会議等に積極的に参加し、福祉に関する情報の収集や福祉ニーズの把握に努めている。また、小学校でオープンに開催される"子どもの心の育ち"等の講演や講義にも出席するようにしており、そうした機会にも関係者との交流を通じて、地域を取り巻く生活環境の変化や生活課題等について、情報収集や意見交換を行っている。
- ② 鮭の稚魚放流、敬老会等の地区行事への参加など近隣地域との交流を通して、より具体的な地区の生活課題や福祉ニーズの把握にも努めている。
- ③ 園では、平日の午前中、就学前の児童と保護者を対象に園庭を開放し、保育室内の見学も受け入れている。また、在園児をはじめ地域の就学前児童への絵本の貸出も行っており、これらの事業を通じ、来園者から地域の具体的な福祉ニーズの声を拾い上げるよう努めている。また、平日9時から15時の間、専用ダイヤルを設けて「育児相談」を実施しており、地域の生活課題や福祉ニーズを把握する機会にもなっている。

□ 期待される取り組み事項

- ① 園で取り組む園庭開放、絵本の貸し出し、育児相談電話等、地域に向けたサービスの利用者が少ないことから、待ちの姿勢から地域に仕掛ける発想に立った企画を検討することを期待したい。
- ②「地域回覧」の活用により、園に期待する役割等について「地域アンケート」を実施するなど、地域の声を広範に拾い上げることを検討し、次の「評価細目27」の「公益的な事業・活動」に活かすことも期待される。

27	る。	Ь
	Ⅱ-43-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われてい	h

評価者コメント

- ① 公益的な事業・活動の取り組みは、協会の「中長期計画」に「方針」の一つとして掲げられており、園では、毎年度の「事業計画」の「重点と具体的な取り組み」に位置付け、地域に向けて公益性のある活動を進めており、子育て家庭を対象とした休日保育や一時保育、園庭開放、絵本の貸し出し、子育て相談、園見学の受け入れなどを実施している。
- ② また、SGDsに繋がる取り組みとして、園の保護者からサイズアウトした子どもの衣類を募り、園内でマルシェを開催し、また、一人親家庭に食品や学用品を提供する「フードパントリープロジェクト」活動に協会職員の親睦団体「職員の会」として参加するなど、社会貢献の観点からの公益的活動にも力を入れている。また、園児による近隣郵便局のポスト清掃活動や園児にも参加してもらいながら牛乳パック、アルミ缶回収をはじめとするリサイクル活動に取り組んでいる。
- ③ 園舎内にAEDを配備するとともに、敷地内に「防災倉庫」を設置して災害用備蓄品を保管しており、災害発生時には、園の安全確保と事業継続を前提に可能な限り地域を支援することとしている。

□ 期待される取り組み事項

- ① 公益的な事業や活動については、各園が園の規模や地域の特徴を踏まえ、それぞれ主体的に取り組んでいるが、本年度実施中の「中長期計画」中期(22~24 年度)の検証・見直しにおいて、協会として、各園の公益的な事業や活動の取り組み課題等を集約のうえ、「公益的取り組み」について全体的な振り返りを行い、必要な見直し・改善を図るとともに、地域の子育て力の一層の向上に向け、「中長期計画」の「後期」において、新たな公益的な事業や活動を企画、実施することを期待したい。
- ② 園としては、子育てに関する専門的な知識や技術を地域に提供するうえからも、これまでにも増して地域の福祉ニーズの収集に努め、園の公益的な活動を活性化させるとともに、取り組み情報の発信の方法を工夫することが期待される。なお、情報発信に当たっては、AED の利活用や災害用の「防災倉庫」の備蓄品の提供など、有事の際の園としての地域への支援の考え方も付け加えたい。

評価対象 Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ -1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評 価結果
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	а

評価者コメント

- ① 協会では、「中・長期計画」の「方針」の一つに「子どもや保護者の人権を尊重し一人一人の尊厳が守られる保育を提供する」ことを掲げ、職員の「行動指針」において、「子どもや保護者の尊厳を守る」ことを第一に挙げており、園の「職務・事務分担表」の冒頭部分にも、これらを明示している。
- ② 園では、随時、「クラスミーティング」、「保育会議」、「職員会議」等で子どもを尊重した保育実践の確認と共有に努めるとともに、職員個々が全国保育士協会編さんの「人権擁護セルフチェックリスト」を活用し、人権尊重の視点から、定期的に自らの保育の振り返りを行っている。また、人権擁護委員を招いて「人権擁護教室」を開催し、紙芝居や絵本を通して、子ども達に、お互いを尊重し、相手を思いやる気持ちが育まれるよう取り組んでいる。
- ③ 園では、日々の保育の中で、「標準的保育の実施内容」に「おむつ交換は大切なコミュニケーションの機会」、「子どもの目線に立って優しい言葉がけをする」、「言葉遣いや対応を丁寧に。表情や声のトーンにも気

をつける」といった配慮事項を盛り込み、子どもを尊重した保育の実践に取り組んでおり、今後も、子どもの 人権に配慮した保育に向け職員の共通理解が進むよう、職員全員による情報共有や意見交換の機会を増 やしていきたいとしている。

④ 園の「入園のしおり(重要事項説明書)」に「人権を尊重し一人一人の尊厳が守られる保育を提供する」ことを明記しており、「入園説明会」や「保護者説明会」において、保護者に対して、園の人権擁護の考え方と取り組みについて説明し、理解と協力を得ている。

29 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。 b

取り組みの状況

□ 評価者コメント

- ① 園では、本年度において、排泄、着替え、シャワー、保護者・職員間での連絡等の保育実践の主要場面でのプライバシーへの配慮事項をまとめた園のマニュアル「プライバシー保護について」を新たに作成し、「標準的保育の実施内容」の中に、プライバシー保護については、このマニュアルを参照する旨の記載を行い、子どものプライバシーに配慮した保育の実践に力を入れている。
- ② おむつ交換、身体測定、プール遊び等の保育実践の場面では、カーテン、パーティション、プールの目隠し ネットの設置等、職員の工夫により園児のプライバシーに配慮した取り組みが行われている。
- ③ 保護者等に対しては、「入園のしおり(重要事項説明書)」の中に「園児が生活する上で、排泄、着脱、シャワー等、個人のプライバシー保護に努める」と明記して説明しており、また、肖像権を保障するため、子どもの写真を園の広報物等に掲載する場合には、保護者の承諾を得ている。

□ 期待される取り組み事項

- ① 園のマニュアル(「プライバシー保護について」)は、保育実践においてプライバシーに配慮すべき事項を簡潔にまとめたものであり、一部の「グループ評価」からは、より具体的で事例的な内容にしたいとの意見があり、マニュアルとしての内容充実の検討が期待される。
- ② 「グループ評価」からは、年長児のプライベートゾーンに対する配慮や工夫、身体測定等での男女別着替え、プールの目隠しネットの設置、シャワーの使い方等、子どものプライバシー保護に繋がる成果が挙げられており、取り組みを評価したい。今後も、施設設備等ハード面からの工夫も含め、「職員会議」、「保育会議」等で継続的に議論を進めながら、プライバシーの保護に配慮した園運営を期待したい。
- ③ なお、年齢別の「標準的保育の実施内容」毎の末尾に「プライバシーの保護について(マニュアル)を参照」と記載されているが、「保育の流れ(活動)」において、特にプライバシー保護の観点から配慮を必要とする「保育実践活動」については、それぞれの「配慮事項」欄に配慮すべき内容を具体的に記述した方が分かりやすいと考えられ、見直しが望まれる。②と記載し、注意を喚起している協会内の園もある。

ш-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	第三者評 価結果
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	а

評価者コメント

□ 取り組みの状況

① 協会が発行している「保育園案内」のパンフレットには、協会の理念・保育目標、保育園の所在地と連絡 先、一日の保育の流れと年間の行事等を記載してあり、これを近隣の公共施設等に置いて、入園を希望す る保護者等が入手できるようにしている。また、協会のホームページには各園のトップページがあり、保育 目標と重点、園舎案内、年間行事、食育の取り組み、子育て支援事業、地域貢献活動など、各園が自園の 特徴や力を入れている取り組みをはじめ、園生活の様子を写真や絵を添えて紹介しており、わかりやすい内容になっている。

② 園の利用希望者や見学希望者に対しては、行事等対応が難しい場合もあることから、基本的に予約制とし、園長、主任、副主任が個別に対応し、協会作成のパンフレットを用いて園の特色等を説明しながら園舎内を案内している。園内には、「園だより」や日々の保育の様子を写真とともにドキュメンテーションとして掲示しており、見学者に興味を持って閲覧してもらえるようにしている。園では、今後も、職員のアイデアや表現力を活かし、ホームページの更新等、園独自でアッピール性のある説明資料の充実を図りたいとしている。

31 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。

b

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 新入園児の「入園説明会」及び継続児の「保護者説明会」において、保護者等に対し、「入園のしおり(重要事項説明書)」により、園の運営方針をはじめとする保育園の概要や利用に当たっての留意事項等を説明し、説明会終了後には、園と保護者間で同意書による確認を行っている。「入園のしおり(重要事項説明書)」には、子どもの登降園、家庭連絡、給食、服装、健康管理、園でのケガ、感染症等、個人情報の取り扱い、プライバシーの保護、苦情解決など、利用に当たっての留意事項が具体的、詳細に示されている。
- ② 継続児の年度替わりの進級時や乳児で月齢差を考慮して年度途中にクラス移行を行う際には、新たな保育室の使用方法について説明を行い、子どもや保護者が安心して園生活を継続できるよう配慮している。
- ③ 保育時間の認定変更や、延長保育、休日保育の利用開始の希望については、入園前の説明に加え、さらに説明が必要な場合には、個々の利用状況に応じて、個別の説明を行っている。
- ④ 特に配慮が必要と思われる保護者への説明については、事前に園長に報告、相談するとともに、必要に応じて職員間での情報共有を図った上で対応を行い、利用者が不安を感じることのないよう接している。

□ 期待される取り組み事項

「グループ評価」からは、特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化を求める声が出されており、 特に配慮が必要な保護者に対しては、同じ手順、内容で対応できるよう、説明手順、質問事項への対応方法、 支援の方向性、説明結果の記録等を「手引き」、「マニュアル」等として整備することが期待される。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

評価者コメント

- ① 保育所を変更した場合、特に引継ぎ文書を作成して変更先の保育所に伝えることはしていないが、協会内の保育園に転園した場合には、児童個々の「成長の記録」や「個別指導計画」をもとに情報等の引継ぎを口頭で行っている。協会以外の保育園への転園については、転園先から情報提供の依頼があった場合は口頭での引継ぎを行っている。
- ② 保護者には、保育園を卒園あるいは退園した後も、いつでも相談できることを口頭で伝えており、最近も「学校に行った子どもに元気がないので、お世話になった保育士さんに会いに来た」という事例があった。園では、保育所利用後の相談について、相談の窓口や相談方法を「入園のしおり(重要事項説明書)」の中に明記するなどし、保護者へ周知したいとしている。

□ 期待される取り組み事項

「園全体の評価」、「グループ評価」とも、「保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を適切に行う仕組みを整備する必要がある」としており、引継ぎが必要と判断されるケースの明確化、引継ぎの方針や手順を定めておくことが期待される。また、保育所の利用終了後の相談については、相談窓口や担当者を明確にし、書面で保護者あてに周知することが望まれる。

ш-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。	第三者評 価結果
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	а

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 「保育日誌」には、「・・・して、子ども同士で会話を楽しみながら・・・づくりを楽しんでいた」、「・・・と励まし、関わりを持ちながら、・・・に挑戦することができ、達成感や満足感を感じていた」など、子どもたちの様子を生き生きと活写する記載が多く、園として、日々の子どもたちの表情や行動の様子から、一人一人が安心して快適に過ごすことができているかを確認しながら、子どもの満足感を把握していることが伺われる。
- ② 日々の「連絡ノート」(3歳未満児)の中から保護者の思いや意見を拾い上げるとともに、一人遊びや友達同士の遊び、給食等、子どもの日々の園生活の様子を保護者と共有しながら、保護者満足の把握に努めている。また、園児の保護者で組織する「父母の会役員会」には、園長、主任が出席し、日々の保育の様子を伝えるとともに、園運営や行事等の感想や意見等を聴取し、保育や行事等に活かすよう努めている。
- ③ 園では、各クラスの保育参加日を「ニコニコDay」とし、その中で保護者等による懇談会を開催しており、保護者同士が日頃の家庭での子どもの様子を語り合ったり、子育てについての思いを共有したりする機会になっている。保育参加や懇談会の後には、親子でおやつを楽しむ時間をつくっている。また、「ウェルカムDay」として、保護者からの申し込みによる保育参観を実施し、希望すれば年間を通じて何回でも普段の子どもの様子を参観できる取り組みを行っている。「ニコニコDay」の実施後には、参加した保護者にアンケートをお願いし、保育参観の感想、子どもや育児への思い、園への希望等、保護者の思いや意見を書いてもらい、保護者満足の度合いを測る資料にも役立てている。
- ④ また、保護者参加の行事毎にアンケートを実施し、保護者の感想、意見等をもとに保護者等の満足度の把握を行うとともに、職員間で内容を共有し、話し合いや検討会を持ち、次の行事等の実施に活かすようにしている。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている、	第三者評 価結果
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	а

評価者コメント

ロ 取り組みの状況

① 協会では、利用者からの苦情への適切な対応を行うため「保育サービスに係る苦情解決事業実施要綱」を制定し、苦情解決責任者を協会の事務局長、苦情受付担当者を園長とし、また、客観性を確保するための第三者委員を設置し、苦情処理の体制を整備するとともに、苦情の受付から解決・改善までの手順と「苦情受付書」、「苦情解決結果報告書」等の様式を定めている。また、苦情を受け付ける際のポイント、受け付ける際の確認事項、匿名への対応、苦情の捉え方について、それぞれの留意事項をわかりやすく記述した「苦情解決の手引き」を作成し、職員が苦情解決に適切に対応できるようにしている。

- ② 園では、「入園のしおり(重要事項説明書)」の中に、園に苦情受付担当者、苦情解決責任者を置き、第三者委員を設けていることや「意見ボックス」を設置していることを明記するほか、「苦情解決事業のお知らせ」のチラシを作成して、「保護者説明会」において苦情等を申し出る際の窓口等の周知に努めている。
- ③ 苦情の申出があった時は、話し合いの過程と結果を「苦情受付書」に記録するとともに、苦情申出者に解決結果を「苦情解決結果報告書」により報告しており、苦情の内容と経過・結果については、苦情申し出者が特定されない形で協会のホームページで公表している。また、園では、協会の「園長会議」で出された他園の苦情事例も職員で共有し、自園での苦情等への対応や保育の質の向上に活かしている。
- ④ 「苦情解決の手引き」には、苦情の範囲を広く捉えることが示されており、園では、送迎時の会話、懇談会、アンケート、「連絡ノート」、「意見ボックス」等を通じて保護者等から出された意見、要望等を苦情として捉える視点も持って「保護者相談カード」に整理し、苦情にエスカレートすることのないよう業務や保育内容の改善や見直しに役立てるなど、必要な対応を組織的に行っている。なお、「グループ評価」からは、「意見ボックス」の管理の仕方が明確になっていないという指摘があり、確認のルールなどを定めることとしている。

а

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 園では、「入園のしおり(重要事項説明書)」の中に苦情解決事業の体制を記載するとともに、相談、要望、 苦情の窓口が園長と職員だけでなく、協会本部、第三者委員、県福祉サービス運営適正化委員会でも受け 付けることについて連絡先を明記して紹介し、保護者等に対して「入園説明会」や「新年度保護者説明会」で 説明している。
- ② 園の玄関先の道路に面した場所に設置している「掲示板」に「みなさまのお声をお聞かせください」というポスターを貼って相談窓口を周知するとともに、玄関に「意見ボックス」を設置し、意見や要望を記載する用紙 (「皆様の声をお聞かせください」)を置いて、保護者等が意見等を提出しやすいよう工夫している。
- ③ 職員は朝夕の送迎時に保護者に声かけをし、保護者が相談や意見を述べやすい関係づくりに努めている。また、保育参加日「ニコニコDay」では、保護者との「懇談会」も開催し、相談や話し合いを行うほか、園運営や行事についての感想、意見等の「アンケート」をお願いしている。年3回開催している「父母の会役員会」も、意見や要望をもらう機会になっている。
- ④ 個別の相談がある場合には、内容により、ホールの隅とかフリースペース等で対応し、できるだけプライバシーを確保しながら、相談しやすい環境をつくるように努めており、新園舎では、相談室を確保するよう要望することとしている。

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

評価者コメント

- ① 職員は、朝夕の送迎時に保護者と声を交わし、保護者が相談しやすく、意見を述べやすい関係づくりに努めており、また、玄関に「意見ボックス」を設置し、意見等を記載する用紙を配置し、保護者が気軽に投函できるようにしている。
- ② 保護者から、口頭で相談や意見があったときや、「連絡ノート」(3 歳未満児)に意見、要望等が書かれてきたときは、迅速に主任、園長に報告・相談のうえ、「保護者相談カード」に記録し、「職員会議」や「昼会」で検討するなど、組織的に対応することにしている。
- ③ 職員は、保護者からの相談・意見等の聴き取りにおいて、会話やコミュニケーションの取り方に留意しながら、相談等の内容や意図をしっかりと把握することを心がけている。

口期待される取り組み事項

園では、保護者からの苦情以外の相談や意見・提案等についても「苦情解決の手引き」を参考に対応しているとしているが、相談の窓口、対応手順、検討方法、報告と記録、相談者への説明、公表の方法などにおいて、苦情への対応とは異なる面があることから、別建ての手順書又はマニュアルを整備することが求められる。整備に当たっては、現行の「苦情解決の手引き」に苦情以外の一般の相談等への対応手順等を補充し、一体化したマニュアルとして運用することも考えられる。各園共通の課題でもあり、協会に持ち上げて整備に向けた検討を行うことを期待したい。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	第三者評 価結果
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 協会では、「中長期計画」の「方針」をもとに「安全安心な環境への対策と管理」を掲げ、各園長による「リスクマネジメント委員会」を設置し、年2回の定例開催により、各園の事故やヒヤリハットの事例の要因分析、再発防止策、災害時の避難対策等、子どもの安全安心な園生活を守る環境づくりの方針や取り組み対策を協議している。また、「業務マニュアル」の「Iリスク管理Ⅱ危機管理Ⅲ安全管理」編、災害、事件発生に関する「危機管理・安全管理マニュアル」、衛生管理、感染症対策、ケガ・事故対応等に関する「保健マニュアル」等を整備し、各園のリスクマネジメントの指針としている。
- ② 園のリスクマネジメントは、「職務分担表」により、園長が総括責任者となり、実務上の責任者は主任と副主任看護師の2人とされ、そのもとで全職種の職員が担当者として分担する体制により園の安全、安心な環境づくりに努めている。子ども達の遊びや活動の場面では、各園共通のマニュアルの他、「プール遊びマニュアル」、「散歩マニュアル(散歩マップ)」、「園庭マップ」等、個別のマニュアル等を用意して安全対策を講じている。また、「安全点検表」、「事故防止チェックリスト」等により施設設備の日常的な点検を行うとともに、園庭の固定遊具と防災関連の設備は専門業者に定期的に点検を依頼している。
- ③ 日々の保育の中でヒヤリ、ハットしたことについては、「ヒヤリハット報告書」に発生場所、原因、対策等を記載し、「昼会」等で報告・共有・検討し、1カ月後に改善後の状況を記載したうえ、再び「昼会」で報告・共有している。事故が発生したときは、協会の「保健マニュアル」に従い、応急処置、救急車等による病院搬送、保護者への連絡等、必要な措置を迅速に行ったうえで、「事故報告書」を作成し、当事者としての原因分析や反省、教訓等を整理し、「昼会」等で報告するとともに協会事務局にも報告している。その後、「職員会議」や「保育会議」において、事故の要因分析や対策・改善に取り組んでいる。

□ 期待される取り組み事項

- ① 子どもの安全、安心な園での生活を守るためのリスク管理は極めて広範にわたり、通常の「職務分担表」による対応に加え、より役割や分掌を明確にした体制を構築することが望まれ、協会の「リスクマネジメント委員会」に呼応して園としての「リスクマネジメント委員会」等を設けるなど、取り組み体制を明確にして、保育現場としてリスクへの対策を継続的に講じていくことが望まれる。
- ② リスクマネジメントに関連するマニュアルが多く、輻そうしている面もあり、関連するマニュアルの相関関係をチャート等で分かりやすく整理したうえで、非常勤職員も含めた全職員を対象に、各マニュアルの読み解きなど、定期的に園内研修を実施することが望まれる。

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を 整備し、取組を行っている。

b

評価者コメント

38

□ 取り組みの状況

- ① 感染症の対応と対策は、副主任看護師をキャップとする「保健係」が中心となって取り組んでおり、協会の「保健部会が」作成した「保健マニュアル」と保育現場でのより詳細な対応を定めた園独自のマニュアルに従って、毎日、園内の消毒・清掃、手指の衛生管理、遊具等の消毒を行うなど、感染症の予防に努めている。
- ② 園では、年齢別の「保健安全計画」を作成し、「保健係」が担当し、4 期に分けて子どもの健康・安全対策に取り組んでいるが、感染症の予防対策も組み込んでいる。嘔吐・排泄物の処理方法を中心とした内容の職員研修を定期的に実施しているほか、園児に対しては、毎日の手洗いやうがい励行を指導している。
- ③ 保護者に対しては、「入園のしおり(重要事項説明書)」」に予防接種の啓発とインフルエンザに感染した場合の登園停止期間などについて記載し、「保護者説明会」で説明するとともに、「掲示板」、パソコンソフトを活用した「スマートフォンアプリおが~るスマート(以下「おがスマ」)」、「園だより」、「クラスだより」、「ほけんだより」等で感染症の予防対策や発生した場合の対応、拡大防止策等を周知している。
- ④ 新型コロナウイルス感染への対応については、「事業継続計画」を作成し、感染症の拡大を防ぎ、業務を継続・早期再開させるための方法と手順を定めている。

□ 期待される取り組み事項

「園全体の評価」、「グループ評価」とも感染症の対応と対策について非常勤職員への周知が不十分であるとしており、非常勤職員からはマニュアルが何処にあるかわからないとする声も上がったとのことである。感染症が発生した際に慌てることのないよう、非常勤職員も含めた職員研修等で「保健マニュアル」の読み解きを行うとともに、「新型コロナ感染症防止事業継続計画」や国が示す「保育所における感染症対策ガイドライン」(2018 年 3 月制定、令和 5 年 5 月一部改訂)等の関係資料の「学習会」を企画することも期待される。

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

b

評価者コメント

39

- ① 園の災害発生時の対応体制については、協会が策定した「災害及び事件発生に関する危機管理・安全管理マニュアル」により、総括は園長、副総括は主任と定め、情報収集(通報連絡)係、避難誘導係、消火係、警戒係、非常持出(搬出)係、救護係毎の役割と担当職員を決めている。また、災害時の標準的な行動手順、さらには、地震、火災、台風・風水害、岩手山噴火などの災害別に標準的な行動手順を整理しており、このマニュアルを基本に、園内と園外への避難場所を決めている。
- ② マニュアルに基づいて、想定される災害毎に、地震であれば、家具などの転倒防止対策が取られているか、避難経路に障害物がないかなどの点検、風水害であれば、強風にあおられ飛んでいく恐れのあるテントなどの片付け、通用口前の土嚢設置など、あらかじめ取るべき対策を講じている。
- ③ 災害対応や安否確認のため、職員への一斉メールの送信や電話連絡網の緊急連絡体制を整えている。 災害発生時の保護者への連絡や安否確認については、「入園のしおり(重要事項説明書)」の中で、「おが スマ」で一斉メールを行うことや「NTT伝言ダイヤル」の活用について説明しており、「おがスマ」一斉メール が既読にならない場合は直接電話をかけて連絡や確認をすることとしている。災害発生時に子どもを保護 者等へ引き継ぐに当たっては、引き渡しをする保護者等をあらかじめ届け出てもらい、「緊急時・引き渡しカ ード」に引き取り者の署名をもらうこととしている。
- ④ 「避難訓練計画表」を作成し、地震、火災、岩手山噴火、風水害などを想定した避難訓練を毎月実施し、年 1回は消防署員に立ち会ってもらっている。地域の協力施設と協力者のリストも作成しているが、避難訓練 には参加してもらっていない状況にある。また、「備蓄品・非常持ち出し品リスト」を作成し、厨房保管庫や防

災倉庫に保管し、管理は「非常持出係」が行っている。

□ 期待される取り組み事項

- ① 災害時対応のマニュアルや備蓄品等の周知が不十分な様子も見受けられるので、毎月の避難訓練の実施に併せて職員間でマニュアルや防災倉庫の備蓄等の確認を行うことが望まれる。
- ② 災害時に園児の安全を確保するためには、関係機関のみならず地域住民との連携、協力も必要であり、市 や地域の合同避難訓練に積極的に参加するとともに、園のAEDの使い方伝達訓練、防災倉庫の備蓄品提 供等を通じて、地域住民との関係づくりに努めることを期待したい。「グループ評価」からは、「地元自治会と の連携がない」との指摘が複数あり、この面からの取り組みを進めることも望みたい。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1)提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評 価結果
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 園では、本年度、保育の標準的な実施方法について、乳児、3歳児未満児、3歳以上児の保育対象別、さらには一時保育、休日保育も含めて、登園から降園までの時間の流れに沿って、保育の活動内容と活動の際の配慮事項を記載した「標準的保育の実施内容」を作成した。
- ②「標準的保育の実施内容」には、園児の尊重や尊厳の確保の観点では、「一人一人の進み具合により〇〇する」、「子どもの目線に立って優しい言葉がけをする」、「主体的に遊べる環境を大切にする」、「一人一人丁寧に関わる」などの配慮事項が保育の場面毎に記されている。また、プライバシーの保護については、排泄、着替え、シャワー、職員間の連絡などの場面毎に配慮すべき事項をまとめたマニュアル(「プライバシー保護について」)が別に作成されており、「標準的保育の実施内容」の中に、この「マニュアルを参照すること」と記載されている。
- ③ 「標準的保育の実施内容」は、一日の保育の流れに沿ってデイリープログラム形式で時系列に作成されていることから、年間・月間「指導計画」や各業務マニュアルの中には、一定の水準に標準化して職員全員が取り組む必要のある基本的な保育内容で「標準的保育の実施内容」に記載されていないものもある。これらについては、「指導計画」や関係マニュアルの中から抜き出して整理し、「標準的保育の実施内容」と同じファイルに収め、各クラスの保育室に備え置き、常時確認できるようにしている。

□ 期待される取り組み事項

- ① 園では、本年度、「保育の標準的な実施方法」を見直し、改めて作成したところであり、この機会に、職員が全員同じ水準で実践すべき保育内容を共有するため、日常的に「標準的保育の実施方法」に基づいて保育が実施されているかを「保育会議」等で確認、チェックする仕組みを明確にすることが望まれる。また、職員同士で標準的保育の水準に差異が生じないよう、話し合い、学び合う姿勢を持って日々の保育実践に取り組むことが期待される。
- ② プライバシーへの配慮については、「標準的保育の実施内容」の末尾欄外に関連のマニュアルを参照する旨記載されているが、「標準的保育の実施内容」の該当する保育実践の場面に直接記載する方が分かりやすいと思われる。(「評価細目 29」の「期待される取り組み事項③」を再掲)

評価者コメント

41

□ 取り組みの状況

① 報道で他県の保育園での事故等が報じられたときなど、必要に応じて、「保育の標準的な実施方法」を検証したり、見直したりしているが、検証や見直しの時期や方法は定めていない。直近では、第三者評価を受審する準備の過程で、「プライバシーの保護」などについて、「標準的保育の実施内容」の中に位置付ける見直しを行った。

b

② 園では、保育の標準的な実施方法の検証・見直しの時期や方法を明確にしたいとしており、新年度計画の中に時期等を組み込むこととしており、年間「指導計画」の4期毎の「保育会議」の際に「標準的保育の実施内容」の検証・見直しを実施する方向で検討している。

□ 期待される取り組み事項

- ① 「保育の標準的な実施方法」について定期的に検証・見直しを行う仕組みの整備に当たっては、検証・見直しを年間「指導計画」の評価や見直しの時期(前期・後期の 2 回)に併せて実施することとし、標準化している「現行の保育内容の検証・見直し」に加え、「年間・月間「指導計画」に新たに加えられた保育内容」や「職員や保護者等から出された意見、提案等の内容」が標準化することが必要な内容かどうかを検討、判断する仕組みを整えることが望まれる。その際には、「保育の標準的な実施方法」に反映(標準化)し、保育内容として水準化するための基準(目安)をあらかじめ定めておくことが必要であり、検討が求められる。
- ② なお、「評価細目 40」の「取り組みの状況③」に「標準的保育の実施内容」に標準化されるべき保育内容で記載されていないものがあり、別途ファイル化しているとあるが、これらの事項についても、改めて整理し直すことが望まれる。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	第三者評 価結果
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b

評価者コメント

- ① 協会の「主任部会」において、「年間指導計画」については各園共通の計画を作成し、年齢別の「月間指導計画」については各園共通部分を作成している。園では「全体的な計画」、「年間指導計画」に基づきながら、子どもの状況、施設設備、地域環境、園の独自の取り組み等を踏まえ、園としての「月間指導計画」を作成し、さらに「週間指導計画」や「個別指導計画」に落とし込んでいる。園での年齢別の「指導計画」の作成は、主任の助言指導の下に各クラスの担任が作成している。
- ② 新入園児については、保護者から意向、希望を聞き取り、「新入園児聞き取り表」に記載するとともに、保護者から提出された「家庭調査書」、「食事調査書」をもとに、子どもの身体状況や家族構成などを把握している。継続児は、前年度の「保育日誌」や「成長記録」と毎年度保護者から提出される「家庭調査書」、「食事調査書」等をもとに子ども一人一人の状況を改めて確認、把握し、年間・月間「指導計画」を作成している。
- ③ 3歳未満児の「個別指導計画」は、1歳未満については毎月、1歳以上3歳までは3カ月ごとに作成し、3歳以上児については「個別指導計画」は作成していないが、特に必要がある場合には、月間「指導計画」の「個人別配慮」欄と「週間指導計画(保育日誌)」の「個別記録」欄に、個々の子どもの状況や援助する内容を記載している。また、特に配慮が必要な子どもの「支援児個別計画」は、専門機関の助言、指導を得ながら、毎月作成している。

□ 期待される取り組み事項

「園全体の評価」では、「アセスメントの手順や方法について、職員の共通理解が足りない」としており、「指導計画」作成の基本となるアセスメントを正確に実施するため、改めて、「新入園児聞き取り表」や「家庭調査書」、「食事調査書」、「成長記録」等の内容から、子どもや保護者の状況や保育実施上のニーズを正確に引き出すための方法等について、職員間でケーススタデイ研修を行うなど、アセスメントの手法を学び直すことが望まれる。また、アセスメントから各「指導計画」の作成、実施、評価・見直しまでの手順のフローチャートを作成するなど、「アセスメントの見える化」を図り、アセスメントの的確な実施と職員の共通理解を深める取り組みを工夫することが期待される。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価·見直しを行っている。 b

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 協会の「主任部会」では、各園の標準モデルとなる年間「指導計画」と月間「指導計画」の各園共通部分の見直しを行っており、5歳児は終了し、園でも本年度から活用している。順次、4歳以下の計画も見直すこととしている。
- ② 園では、週間「指導計画(保育日誌)」については、当日の実施状況を担当保育士が「評価・個別記録」欄に整理し、これをもとに「クラスミーティング」で振り返り(反省、評価、見直し)の話し合いを行っている。また、月間「指導計画」については、月末の「保育会議」で、週間「指導計画」の振り返りを活かし、項目毎の実施状況について、あらかじめ定めている「自己評価の視点」も踏まえながら振り返りを行い、翌月の計画に反映している。「個別指導計画」や「支援児個別計画」についても、それぞれ毎月振り返りを行っている。

□ 期待される取り組み事項

「園の全体評価」では、「職員間で各「指導計画」の捉え方に違いがある」としている。「全体的な計画」、年間「指導計画」、月間「指導計画」そして週間「指導計画」の流れの中で、それぞれの「指導計画」の位置付けと関連性を再確認のうえ、各「指導計画」における評価の手順と方法、評価・見直しの時期や実施体制、見直した内容の共有手順、「標準的保育の実施内容」に反映する基準の明確化(「評価細目 41」の「期待される取り組み事項①」再掲)などを明示した手順書を整備し、職員間で共通理解を図ることを期待したい。また、2、3の「グループ評価」からは、「指導計画を緊急に変更する場合の決定手順等を明確にする」ことが提示されており、緊急に変更する計画の範囲、変更手順、事後決定等の仕組みを明確にすることも望まれる。

Ш-2-(3) 福祉サー-ビス実施の記録が適切に行われている。	第三者評 価結果
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	а

評価者コメント

- ① 子どもの保育の実施状況については、協会が様式を定めた週間「指導計画(保育日誌)」、「個別指導計画」、「支援児個別計画」、「成長記録」等に発達状況や生活状況を記録しているほか、「内科検診票」、「園児歯科検診票」により子ども一人一人の健康状態も記録している。これらの様式に記載するに当たっては、協会が書類毎に記載の仕方や注意点を明記した「記録要領(諸書類の記入の仕方)」を定め、職員はこれに基づいて書き方に差異が生じないように記載している。
- ② 子どもに関する情報は、口頭や記録で全て主任、園長に伝えるようにしており、また、職員間で共有する必要がある情報は、「昼会」、「保育会議」等の場で報告や連絡を行っているほか、会議に出席していない職員に対しては、文書回覧を行っている。

③ 園では保育の実施状況の記録をパソコンによる保育業務支援システム「おが~るシステム」によって管理しており、職員は各クラスに配備されているノートパソコンにより共有すべき情報を確認することができる。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 協会では、個人情報の適法かつ適正な取り扱いを確保するため「個人情報取扱規程」を定め、個人情報保護管理の適正な実施や職員教育等の責任を負う管理者を園長とするとともに、個人情報を取得する際の利用目的の明示、管理者の許可なしでの個人情報の外部持ち出し禁止、利用目的の範囲内での利用、保管期限経過後の速やかな廃棄、廃棄の際のシュレッダー処理、第三者に提供する際の本人の同意などについての基本的事項を定めている。また、協会の「コンプライアンス推進に関する実施要綱」の中でも、個人情報の流出対策としてSNSの利用に当たっての注意事項に言及しているほか、外部に出す広報紙等に個人の名前や写真を載せないことやUSBの使用禁止など、日々の業務における「コンプライアンス確認事項」を定めている。
- ② 子どもに関する記録は、「家庭調査書」、「成長記録」、「個別指導計画」など各種書類に加え、電子データでの作成・保存も増えてきている中、園での電子データの管理の徹底が課題となっている。
- ③ 「入園のしおり(重要事項説明書)」の中に、個人情報を保護者の同意を得ずに第三者に提供しないことを明記し、「入園説明会」で保護者等に説明している。

□ 期待される取り組み事項

- ① 個人情報の保護に関しては情報の管理と開示の観点から整備する必要があるが、「個人情報取扱規程」では「情報開示請求(訂正、利用停止等の請求を含む)に関する手続」については別に定めることになっているものの、この定めがないことから、「開示請求手続」を速やかに定めるとともに、保護者等へ情報開示の取り扱いについても、「入園のしおり(重要事項説明書)」に明記し、説明することが望まれる。
- ② 電子データについては、パソコン、USB等の管理の徹底が求められ、電子データの具体的な取り扱いについてルールを明確にするとともに、個人情報保護の観点から、子どもに関する記録の運用や管理について、「園内研修」を定期的に実施することが望まれる。

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評 価結果
A(1)	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や 家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	а

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 協会においては、国が示す「保育指針」や協会の「理念・方針・保育目標」を踏まえ、入園から就学までの園生活全体を網羅した一貫性のある各園共通の保育に関する「全体的な計画」を毎年度作成しており、この計画には、"養護(生命の維持・情緒の安定)と教育(乳児は3つの視点、1歳以上は5つの領域)の一体的な展開"、"健康への支援"、"食育の推進"、"行事への参加や子育て支援による地域交流"等、発達過程に沿った年齢別の保育の目標と内容が示されている。園では、「特色ある教育と保育」、「地域との交流」、「研修計画」等、園として力を入れたい取り組み内容を加え、園としての「全体的な計画」としている。
- ② 園では「全体的な計画」をもとに、年齢別の「指導計画(年間・月間・週間)」や「保健安全計画」、「食育計画」等、保育の展開に必要な各種の具体的な計画を作成している。保育の展開に当たっては、職位・職種による職務分担の他、総務、教務、研修、保健、環境、厚生の各業務担当係制を敷き、「年間事業計画」により保育や園運営の業務に取り組んでいる。
- ③ 園の「全体的計画」作成は、園長、主任による検討を経て、「保育会議」等で全体協議を行い、最終的に園長が決裁を行っているが、職員のより積極的な参画について工夫の余地があり、改善したいとしている。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		第三者評 価結果
A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境 を整備している。	а

評価者コメント

ロ 取り組みの状況

- ① 各保育室の前の廊下からすぐ園庭に出られる園舎構造になっている。子どもが出入りする際に使用する "すのこ板"はクッション性に富み、怪我等に配慮したものが設置され、未満児組が尻をついて靴を履く時な ど、利便性に優れたものになっている。
- ② トイレは 1 歳児・2歳児のクラス、3歳児・4歳児クラスがそれぞれ合同で使用するつくりになっており、5歳児クラスは部屋にトイレが設置され、年齢に応じた排泄指導に取り組んでいる。2歳児クラスと1歳児クラスでは、トイレトレーニングで使用時間が重なることのないよう時間を工夫しながら支援をしている。また使用済みの紙パンツは蓋つきの収納ボックスを使用し、汚れた衣服は、各家庭で用意した収納袋に入れて降園時に持ち帰ってもらうようにしており、衛生的に処理されている。
- ③ 3 歳未満児クラスは、年齢に応じた玩具を用意するとともに、のびのび遊べる場と休息の場をそれぞれ確保し、子どもの成長に合わせて遊具の設置場所を工夫しながら保育を進めており、3 歳以上児クラスは、それぞれの年齢の子どもの生活と活動の場として多様な遊びや活動が出来るよう、棚やコーナーを設置し、遊具、家具等の配置や素材等についても配慮しながら支援を行っている。廊下には絵本スタンドが設置され、親子で楽しみながら絵本を選書し、貸出カードに記入することで、自由に借りることができるようになっており、家庭での情操教育に役立てられている。
- ④ 園庭は、それ程広くはないが、畑が見え、広がりが感じられる。大型固定遊具も年齢を考慮して安全性の高いものが設置されており、遊びやすく活動しやすい配置となっている。

⑤ 園舎の新築計画に当たっては、発達過程に合わせて子どもが安心してくつろげる生活の場になるよう、園として、現場の立場から意見、提案を行うこととしている。

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

b

評価者コメント

ロ 取り組みの状況

- ① 「年間指導計画」の「養護(生命・情緒)」欄には、年齢毎に表現は異なるが、「自分でしようとする気持ちを受け止め、保育士としての関わりを通して自分で出来た喜びを感じられるようにする。」(1歳児)、「子どものありのままの姿を受け止め、応答的な関わりの中で欲求を満たし、安定感を持って過ごすことができるようにする。」(2、3歳児)、「主体としての子どもを受け止め、肯定する関わりにより、自分への自信を持つことができるようにする。」(4、5歳児)など、子どもと受容的、応答的に関わりながら保育を実践する姿勢が示されており、月間、週間の「指導計画」や「保健計画」の具体的な取り組み事項に落とし込んでいる。
- ② 担当保育士は、その時々の子どもの気持ちを大切にしながら、子どもが安心して自分の思いや気持ちを表現できるように寄り添い、共感したり、気持ちを代弁してあげたり、一緒に考えたりしながら、受容的、応答的な対応に努め、子どもが自分で考え自分でやろうとする意欲や自立心が育つよう支援や援助を行っている。

□ 期待される取り組み事項

子どもに受容的、応答的な対応を行うためには、発達過程や家庭環境により生じる一人一人の個人差を把握することが求められ、園では、「園内研修」により年齢による発達過程の特徴等を学んでいるが、子どもの個人差に対応した支援や援助において、非常勤職員も含め、職員間で意識や理解度の差があるとしている。発達過程での個人差の見方や受容的、応答的に関わることの意味について、職員同士で話し合うなど、共通理解を深める機会を増やすことを期待したい。また、「グループ評価」からは、「場面によって、せかす言葉や制止言葉を使ってしまう」といった反省も出されており、このことについても、言い換え言葉の工夫など、職員間で定期的に対応策を話し合うことが望まれる。

A(4) A(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

а

評価者コメント

- ① 園では、子どもの「体力づくり」や「健康づくり」に連動させながら「基本的な生活習慣」を身につける取り組みを進めており、「全体的な計画」に掲げる「特色ある教育と保育」として「逞しく生きる力を育む」を掲げ、各年齢に応じ、体力をつけるための様々な取り組みに力を入れている。園では、「体力づくり」は、自分でやろうとする意欲や自分の行動に自信を持つことに繋がり、「基本的な生活習慣」を身につける契機になっているとしている。
- ② 年間・月間「指導計画」の「養護・教育」の各領域には、健康づくりを中心に「基本的生活習慣」を身につけるための基本的な取り組みの目標が記され、また、「保健安全計画」の「年度目標」には、「体力づくりや健康に興味を持ち基本的生活習慣を身につける」が掲げられ、体力づくりや健康管理を通じて「基本的生活習慣」を身につける取り組みが行われている。特に、3歳未満児については、「個別指導計画」において、一人一人の発達状況や家庭での生活の様子、生活リズム等に配慮しながら具体的な計画を立て、支援や援助に努めている。
- ③ 園では、栄養士、看護師も交え、子ども達が集まる「集会」、「朝の会」を通して、自分達の生活に必要な習慣を身につけることの大切さを分かりやすく説明している。また、「園だより」、「クラスだより」、「食育だより」、「保健だより」等のコラム欄を活用し、園と家庭で連携して「基本的な生活習慣」を身につけるための情報提供や助言を行っている。

A(5) A(1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

а

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 年間、月間の「指導計画」には、年齢に応じて主体性や自発性を発揮して活動や遊びができるよう領域毎の保育実践の内容が示されており、子ども達は、保育室内においても、園庭においても、自由にのびのびと活動しており、職員はそれらの様子を見守りながら、援助、指導、安全への配慮など、バランスの取れた対応を行っている様子が観察された。
- ② 保育室に加え、ホール、廊下、テラス等も有効活用しながら、一人遊びができ、また子ども同士が関わりを持って活動できる遊び場を提供しており、年齢に合わせた様々な素材の玩具や遊具を用意し、子ども一人一人が自発性を発揮し、遊びの世界を拡げていけるよう支援している。
- ③ 園庭にはO歳児から年長児までが思い思いに遊べるよう小型遊具から大型固定遊具まで整備され、「園庭や遊具の遊び方」のマニュアルにより、子どもが安全に安心して遊べるよう留意しながら支援している。園庭の遊びでは、異年齢児同士が一緒に遊び、触れ合いもできるよう支援している。
- ④ 「食育活動」にも力を入れており、園庭から見えるところに畑を作り、きゅうり、ジャガイモ、トマト、ナス、枝豆等を育て、朝の遊びの中で成長を確かめながら、収穫期には子ども達と給食担当の職員で給食の献立材料への利用について話し合うなど、自園野菜をクッキングに活かしており、子どもの食に対する関心が高まり、偏食の減少にも繋がっている。

A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

評価者コメント

- ① 園では、0歳児の「年間指導計画」の「年間目標」として、「安心できる保育士等のもとで、伸び伸びと体を動かし、はう、歩くなどの運動をしようとする」、「身の回りの様々なものに興味を持ち、見る、触れる、探索するなど、身近な環境に自分から関わろうとする」などを定め、「保育のねらいや内容」として、養護の領域では、「生命の保持」と「情緒の安定」のための具体的な援助を行うことを、また「教育」の領域では、「健やかに伸び伸びと育つ」、「身近な人と気持ちが通じ合う」、「身近なものと関わり感性が育つ」の三つの視点から、心身両面からの発育、周囲との繋がりの基盤を培うことを、それぞれ6ケ月未満、6~9ケ月、9~12ケ月に区分して設定している。
- ② この時期は、心身の発達が未分化であり、養護を中心に教育との一体性を意識した保育実践を目指しており、「食育計画」では、授乳、離乳食、幼児食の食事の援助等の計画、「保健安全計画」では、健康、発育状態の把握や対応、窒息、吐乳、SIDS対策等の計画を具体的に作成している。
- ③ 園では、これらの計画をもとに、一人一人の月齢に合わせた「個別指導計画」を作成し、「週間指導計画 (保育日誌)」により、特定の保育士等が子どもの動き、表情、発声、喃語等の状況を観察しながら応答的に 対応し、ゆったりとした雰囲気の中で保育を進めている。パーティションやコーナーで仕切りを入れて活動、 食事、睡眠等のスペースを確保するなど、発達状況に応じた環境整備にも配慮している。
- ④ 送迎時での保護者との会話や「連絡ノート」により家庭での生活リズムや生活の様子を確認しながら支援に努めており、特に離乳期の子どもについては、「食事調査」により家庭での離乳食の取り組み状況等を把握し、看護師や栄養士も加わる毎月の「離乳食会議」で、成長の状況や離乳食材などについて話し合い、一人一人の状況に合わせた援助を行っている。

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 1、2歳児は、身体機能や運動機能が発達しはじめ、自分でできることが増えてくる時期であり、「養護」の2領域(生命の保持・情緒の安定)と、乳児期の3つの視点から繋がる「教育」の「5領域(健康・人間関係・環境・言葉・表現)」双方の展開を連動させた「年間指導計画」を作成し、1歳児、2歳児それぞれの「保育の取り組み目標」を4期毎に定め、「個別指導計画」(1歳3ヶ月までは毎月、1歳4か月から3歳の誕生月までは3ヶ月毎に作成)に落とし込み、身の回りのことを自分でやろうとする気持ちなど自我の育ちを大事に見守りながら一人一人の成長に向け支援と援助を行っている。
- ② 周りの人や物など周囲の環境との関わりが持てるよう、また、玩具、絵本、遊具等での遊びの多様化や行動範囲の広がりに合わせた探索活動ができるよう、職員間で工夫しながら環境設定を行っている。生活習慣の確立に向けては、持ち物に自分用のシールを貼り、他児との区別が出来るようにしている。トイレの使用においても、排泄時間をチェックしながら誘導を行い、排泄の習慣づけに向けた支援を行っている。
- ③ 食育や健康管理・事故防止については、1、2歳児それぞれの「食育計画」、「保健計画」において、年間「指導計画」と同様、「年間の取り組み目標」を4期に分けて設定し、発育に合わせながら取り組んでいる。特に感染症にかかりやすい年齢期であり、子どもの体調変化に留意し、症状によって迅速な対応策を講じることを明確にしている。

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

評価者コメント

- □ 取り組みの状況
 - ① 運動機能が発達し、理解する語彙も増え、知的興味や関心も高まり、身辺自立など個の成長と集団的な活動が充実してくる3歳以上児では、3歳未満児保育の「養護」の2領域、「教育」の5領域との連続性に留意しながら、発達段階に合わせた年齢別の年間「指導計画」を作成している。この年間「指導計画」をもとに、月間「指導計画」の領域毎の「保育目標」が設定され、具体的な保育実践が展開されている。
- ② 年齢別に作成される月間「指導計画」においては、「健康な生活リズムを確立する」、「自己表現する力を身につける」、「決まりやルールの大切さを学ぶ」、「みんなで協力し、分担し合いながら、やり遂げる喜びと達成感を味わう」等を支援、援助の中心に置きながら、心身の発達段階に沿って遊びや生活を通して養護と教育が一体的に取り組まれるよう月単位の「保育目標」を設定し、その環境づくりのための「環境構成」も明記している。
- ③ その際には、「保育指針」に掲げられている「保育所保育において育みたい資質・能力」の「3本柱(「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」)」を念頭に置き、この3本柱が育まれた子どもの卒園時の具体的な姿として示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10項目)」を園としての就学期に向けた育ちの「目安」として、年齢、時期に適した具体的な「保育目標」を設定し、園の幼児教育が小学校教育と円滑に繋がるよう支援に努めている。

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や 方法に配慮している。

b

評価者コメント

- ① 現在、園では2名の子どもが障害認定を受けており、共に過ごすクラスの「指導計画」との連動性に配慮しながら、専門機関の診断内容や療育方針をもとに家庭との連携も含めた「個別指導計画」や「支援児個別計画」を作成し、日常生活での障害や発達上の課題に対応した保育に取り組んでいる。
- ② 「障がいのある子ども」や「配慮を必要とする子ども」については、滝沢市の年2回の「障がい児保育巡回指導」において、子どもへの関わり方や援助の方法等、保育の進め方について助言を得ている。
- ③ 園では、発達支援に関する「協会研修」の受講や「外部研修」への派遣を行い、職員の発達障害等に関する知識や保育スキルのレベルアップに努めている。また、「保育会議」等において、対象の子どもへの個別支援や人的、物的に配慮した保育環境が適切であるかの確認を行う機会をつくっている

□ 期待される取り組み事項

- ① 一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、家庭や関係機関と連携し支援を行っており、「巡回指導」等で助言を得て保育を進めているが、障害の状態の変化や成長に応じた保育になっているか、専門機関等に客観的、専門的視点から定期的に評価してもらうことが望まれる。
- ② また、園では、発達障害等、様々なケースの状況を考慮し、職員間での情報共有を心がけているとしているが、「障がいのある子どもに対する職員間の意識・認識の共有が十分とは言えない」、「保護者への情報の提供と共有が不足している」との「園全体の評価」もあり、発達支援に関する「協会研修」や「外部研修」受講後の「報告・伝達研修」による職員全員による確認・共有、さらには、国の「キャリアパス制度」による「キャリアアップ研修・障害児保育」への職員の積極的な派遣による「専門リーダーの養成」など、障害等、特別な配慮を必要とする子どもに対する職員の共通理解を深めるとともに保育スキルを高める取り組みを強化することが望まれる。そのことにより保護者への的確な情報や知識の提供・共有が進むものと期待される。

 $A \overline{10}$

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や 方法に配慮している。

а

評価者コメント

- ① 園では、年齢別に加え、「一時保育」、「休日保育」における「標準的保育の実施内容」をそれぞれ定めており、登園から降園までの「保育の流れ」が時系列に明示され、18 時以降の「延長保育」の対応についても記述されている。このマニュアルにより、保育士等はそれぞれ担当するクラス(年齢別)の一日の保育の流れを把握している。子ども達の登園、降園に時間差はあるが、基本的には朝7時から夕方6時までが保育時間となっている。それ以降の保育は「延長保育」として対応している。0歳児は年齢別の部屋で過ごし、夕方5時15分以降は1、2歳児と合同保育となり、さらに6時以降(延長保育)は3歳以上児も含めた合同保育となる。異年齢児が集合して、発達過程に合わせた生活リズムの中で、保育士等が間に入り、心身の疲れ具合にも配慮しながら遊びや活動を楽しんでもらっている。
- ② 「長時間の保育」の対象となる子どもの生活リズムに乱れが生じないよう、また日中との活動の連動性が保たれるよう配慮するとともに、夕方は怪我をしやすい時間帯でもあり、子どもの安全性に留意しながら保育に当たっている。帰宅後の食事の負担にならないよう捕食として、おせんべいなど軽いものを提供している。
- ③ 毎日、子どもが不安なく、また保護者も安心できるよう、朝夕の送迎時には、できるだけ担任が対応するよう勤務時間を調整している。また、保護者の心身の様子に配慮しながらコミュニケーションを密に取るようにしており、降園の際には、子どもの一日の生活の様子や連絡事項を伝えながら情報の共有に努めている。
- ④ 園では、長時間保育の子どもの状況等についての遅番保育士への引継ぎ・伝達や降園時の保護者との連携が不十分な場面があり、引継ぎや連携の方法の問題点を整理し、改善を図りたいとしている。

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

評価者コメント

□ 取り組みの状況

① 園の「全体的な計画」には、「保育指針」に「幼児教育として共有すべき事項」として示されている三つの「育みたい資質・能力」と、その具体的姿として卒園時期に到達したい 10 項目の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について小学校と共有するなど、「幼児教育と小学校教育との円滑な連携(接続)に努める」ことが記載されており、園では、子どもの小学校以降の生活の見通しや学習の基盤育成に繋がるよう、日々の保育を展開しており、特に保護者とは細やかな情報の共有を図りながら、保護者としても小学校以降の生活の見通しを持てるよう、丁寧に助言を行っており、今後も保護者の就学に向けた様々な思いに寄り添い、支援を強化したいとしている。

b

- ② 5歳児の「年間指導計画」においては、小学校での生活や学習に繋がるよう「養護・教育」の各領域に支援や援助の内容が記載されており、特に小学校入学が近づくIV期(1~3月)の「環境構成」の欄には、「就学に向け期待を持ち、生活の流れが見通せるような場を設定する」、また、「援助」の欄には、「就学に向けての期待や不安を受け止めながら、安心して過ごせるようにする」、「一人一人の子どもが園での生活を通して培われた力を発揮できるよう援助し、安心して就学を迎えられるようにする」等を支援目標として設定し、就学に向けて自信を持って生活できるよう支援を行っている。
- ③ 園では、毎年度の「事業計画」に「教育・保育計画」の一つとして、「小学校との連携」を掲げ、小学校見学、「幼保小連絡会」での教職員との情報交換、「園だより」と「学校報」等広報資料の相互提供等に取り組んでいる。小学校見学においては、入学先が2市の5小学校にわたっており、年長児に最寄りの小学校を見学してもらい、就学に向けて意欲を持ってもらうよう支援を行っている。入学先の小学校に提出する「児童保育要録」の記入にあたっては、年長児担当者だけでなく、前担当者等、関わりを持ってきた保育士等も加わり、子どもの特徴や全体像がまとめられるよう協力し合って作成している。

□ 期待される取り組み事項

園においては、小学校の教職員が実際に子ども達の様子を見に来園する機会はほとんどないとしている。 協会の他園では、職員による小学校の授業参観に加え、小学校側からも教員が保育参観に来園していると ころもあり、園長を先頭に学校側に積極的に働きかける取り組みを期待したい。

また、協会から市の教育委員会に「幼保と小の相互参観」の検討を要望することも望まれる。小学校の教員に「就学に向けての園の取り組み」を知ってもらうこと、「子どもの就学に向けての意欲や不安」について生の声を聴いてもらうこと、さらには、保育園と小学校との交流を強化するための課題の共有と解決策を協議することなど、相互参観により連携強化が具体的に進展することが期待される。

A-1-(3)健康管理	第三者評 価結果
A 12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	а

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 園では、協会が示す各園共通の年齢別の「保健計画」により、健康、安全、環境構成、援助、子育て支援、定期予防接種の領域毎に、心身の健康保持・増進、保健予防等の取り組み目標を4期に分けて設定している。
- ② また、協会の「業務マニュアル」(危機予防編1、2)」、「保健部会」が作成した標準の「保健マニュアル」、具体的な取り組みでの留意点を補足した園独自の「保健マニュアル」、さらには、協会が整備した「インフルエ

36

- ンザ感染症予防マニュアル」、「新型コロナ感染症事業継続計画」等により、事故や怪我の発生時や感染症が発生した際の対処、対応方法等が詳細に定められている。
- ③ 園では、看護師を中心に日常的に職種間の情報共有を図り、嘱託医とも連携を取りながら、子どもの健康管理と安全な生活の確保に取り組んでいる。保護者に対しては、協会「保健部会」で年5回発行している「ほけんだより」に加え、園においても、「園だより」や「クラスだより」で、折に触れ、子どもの健康管理や感染症予防対策等に関する情報の発信や啓発に努めている。
- ④ 「乳幼児突然死症候群(SIDS)」を未然に防ぐために、O歳児ではルクミー(睡眠チェックモニター)により、また1歳児は目視により呼吸チェックを行っているが、「グループ評価」からは、「保護者への情報提供が足りない」という声が複数出ており、園では、取り組みの強化を図りたいとしている。

A③ A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

а

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 園では、嘱託医による「内科健診」と「歯科検診」をそれぞれ年2回実施し、一人一人の子どもが健やかに成長して行くための健康管理の基本資料としている。健康診断の結果は、「昼会」を通じて職員間で共有するとともに、速やかに「連絡ノート」等で保護者に伝えている。嘱託医から要検査又は要治療の診断が出た子どもについては、保護者に医療機関への速やかな受診を促し、受診後の状況を「受診結果報告書」により提出してもらっている。なお、毎月の「身体測定」の結果は、「おがスマ」で配信している。
- ② 歯磨き指導は、3歳以上児を対象に歯科医に磨き方の指導をお願いし、さらに5歳児に対しては、看護師が歯磨きや虫歯予防について絵本や紙芝居を使った保健指導を行い、健康のためにはよく噛んで食べることの大切さを説きながら、歯と口の健康について、子どもに関心を持ってもらえるような働きかけを行っている。

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。

b

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ①「入園説明会」の際に保護者から子どもの「アレルギー疾患や慢性疾患」の有無について「家庭調査書」や「食事調査書」により確認している。食事アレルギーのある子どもについては、保護者から「除去食依頼表」を提出してもらい、医師の「診断書」や「アレルギー疾患生活管理指導表」による指示に基づき、保育士、栄養士、調理員間で連携を図りながらアレルゲン食材を除去した給食や捕食を提供し、適切な対応に努めている。
- ② 食物アレルギー疾患の子どもについては配膳トレーに名札を付け、食器の色を変えて、視覚的にも誤食のないよう取り組んでいる。現在、食物アレルギー疾患で除去食を摂っている子どもはいない。
- ③ 園内研修で「アレルギー疾患や慢性疾患」等についての研修(エピペンを含む)を実施し、職員間で具体的な対応方法等を学んでいる。また、他の子どもに分かりやすく説明するとともに、「園だより」や「クラスだより」等で保護者にも理解を得る取り組みを行っている。

□ 期待される取り組み

① 「グループ評価」において「アレルギー疾患や慢性疾患等についての職員の研修、子どもや保護者に理解を図るための取り組みが不十分」との指摘がみられ、「不十分」の理由や内容を明らかにし、今後の対応を検討することが必要と考える。

②「園内研修」の質が問われているのであれば、厚生労働省編さんの「保育所給食食育ハンドブック」(協会の「保健マニュアル」の「アレルギー対応の流れ」の出典元)や「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン2024」(協会のマニュアル「食物アレルギーについて」の出典元」)等のアレルギー関連資料をもとに、「研修係」と「保健係」が協力して「研修資料」をまとめ、「園内研修」で読み解きを行うなど、研修の質を上げることが期待される。

A-1-(4) 食事		第三者評 価結果
A(15)	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	а

評価者コメント

ロ 取り組みの状況

- ① 園の「標準的保育の流れ」の中で、年齢に合わせて、子どもが楽しく食事ができる環境設定について明記し、食事の援助や支援を行っている。
- ② 園では保育の三本柱の一つに「食育活動」を掲げており、年齢別の「食育計画」により計画的に食の大切さ、食べることへの意欲、食のマナー等を育む取り組みを行っている。特に、3歳以上児のクラスでは、「きゅうしょくりくえすとかーど」によるリクエストメニューの作成、「おてつだいしませんかぼーど」によるクラス毎のお手伝い等、子ども達にメニューづくりや食事の準備に積極的に参加してもらい、食材や料理に興味と関心を持ってもらうよう様々な取り組みを工夫している。また、食事場所として、園庭や近くの公園等、園内と異なる空間で楽しむなどの工夫も行っている。
- ③ 保護者には、「ウエルカムDay(保育参観)」や「ニコニコ Day(保育参加)」の機会に、給食やおやつの試食をお願いし、給食のレシピを配布するなど、保護者にも食への関心と意識を持ってもらい、食育に関する取り組みを共有できるよう努めている。また、「食育だより」等で食に関する情報を提供しており、保護者から食に関する相談があった時には、栄養士等が丁寧に対応している。
- ③ 食育活動として、園の畑で様々な野菜栽培(ナス、ピーマン、カボチャ、スイカ、ジャガイモ、サツマイモ、ニンジン、トウモロコシ、ミニトマト、ラデッシュ等々)を行い、「畑・クッキング年間計画」を作成して年齢に合わせた関わり方を検討し、成長から収穫、そしてクッキングや日々の給食の食材へと繋ぐ中で、子ども達に食への興味や関心が高められるよう取り組んでいる。

A® A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 a

評価者コメント

ロ 取り組みの状況

- ① 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供するために、「職員会議」、「保育会議」、「食育ミーティング」、「離乳食会議」等の場で、職員間の話し合いと情報共有に取り組んでいる。
- ②「食事調査書」から家庭での様子や食の嗜好を把握し、また日々の給食状況、残食状況を記録し、献立や調理、食育活動に活かしている。3歳以上児からリクエストを募り人気のあるメニューを取り入れるとともに、旬の食材、地元の伝統料理、さらには世界の料理まで調理の参考にし、楽しく興味を引く食事を提供できるよう献立を工夫している。また、離乳食や幼児食については、「離乳食会議」で、保育士と栄養士が協議を行い、さらには保護者とも連携し、個々の子どもの発育状況に合わせて、メニューの提供を行っている。
- ③ 調理担当職員は、「厨房タイムスケジュール」に従い、出勤後の清掃から、調理、配膳、おやつ作り、食器洗浄、器材の洗浄点検、後片付けまでの業務を実施し、安心安全な調理の提供に努めている。

④ 園では、国の示す「調理施設の点検表」等を参考に協会が作成した「衛生管理チェック表マニュアル」をもとに、毎日、「日常点検表」、「掃除点検表」等による厨房の点検、チェックを行っており、調理関連の衛生管理を徹底している。

A-2 子育て支援

A① A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 a

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 保護者とは、毎日の送迎時に子どもの様子や保育活動の状況について情報交換を行うと共に、「園だより」、「クラスだより」、「給食だより」、「ほけんだより」等のお便りや「連絡ノート」、「おがスマ」で連絡事項の 伝達を行っている。特に3歳未満児の「個別指導計画」における「保育の方針や意図」については、保護者 と相互理解が得られるよう個別に連携を図っている。
- ② 園では、「入園説明会」、「新年度保護者説明会」」、「保育参観(ウエルカムday)」「保育参加(ニコニコda y)」、「クラス懇談会」を実施し、子どもに関する情報や成長について、互いに伝え合い、共有する機会としている。また、こうした機会での情報交換の内容を記録、整理し、「昼会」等で職員間の共有を図るとともに、必要な場合は「指導計画」に反映するようにしている。
- ③ 園では、子どもの園生活の姿を様々な視点から発信し、「保育参観」、「保育参加」、「家族参加の行事」後のアンケートをもとに、感想や意見、要望、提案等を園運営や次の行事企画に活かしている。園としては、各行事への保護者の参加率や「おがスマ」の活用率が上がるよう保護者へのアプローチの仕方を工夫し、家庭との連携を一層強化したいとしている。

A-2-(2) 保護者の支援		第三者評 価結果
A(18)	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	а

評価者コメント

- ① 園では、子どもの登園や降園時に、保護者とクラス担任等の保育士が気軽にコミュニケーションを取り、子どもの心身の健康状態を確認し合っている。保護者が子育てに関する悩みを打ち明けたり、何らかの不安や問題を抱えているように見受けられた場合は、「連絡ノート(3歳未満児まで)」、電話や口頭による相談、特別の場所と時間を設定したうえでの「個別面談」、「クラス懇談会」の際など、改めて保護者が相談しやすい機会や方法を選んでもらえることを伝え、保護者に寄り添いながら丁寧に対応することを心がけている。
- ② 保護者からの具体的な相談には主に担当保育士が対応し、「保護者相談カード」に記入のうえ、「個別面談記録」に記録し、「昼会」で話し合うなど、職員間で問題を共有しながら対応しており、相談内容によっては、園長、主任、看護師、栄養士等、職位や専門的立場から対応する体制を採り、相談者の不安や悩みが解消するよう対応に努めている。また、必要に応じ、子育て支援に役立つ関係機関の紹介や情報提供を行っている。

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応 及び虐待の予防に努めている。

評価者コメント

A(19)

□ 取り組みの状況

① 登園時に受け入れ担当の保育士が、子どもと保護者の心身の状態を視診している。また保護者とのコミュニケーションを通じて、家庭の様子や虐待の兆候の有無について把握するよう努めている。現時点において虐待と見られる(可能性のある)子どもはいない。

b

- ② 日々の生活の中で、子どもの行動を把握するとともに、身体測定での場面を利用し、看護師が身体について異常の確認を行っている。気になる子や家庭がある場合は、協会が示している「虐待マニュアル(虐待の初期的対応、虐待発見のポイント、虐待予防チェックシート、虐待対応フローチャート等)」を活用し、早期発見に努めている。
- ③ 配慮が必要な子どもや家庭が認められた場合は、市や児童相談所等の関係機関に連絡し、指導を受けながら、園としての見守りや必要な対応を取ることとしている。

□ 期待される取り組み事項

「園全体の評価」、「グループ評価」とも、「虐待マニュアルについて、職員の共通理解が課題」、「非常勤職員も含めた研修が必要」と指摘している。言葉等による「心理的虐待」が増える傾向にあり、児童虐待の早期発見に向けて保育所の果たす役割は大きくなってきている。非常勤職員も含めた職員全体の共通理解と意識付けを図ることが必要であり、「虐待対応マニュアル」の再確認に合わせ、人権侵害、虐待事例等の関係資料を収集し、「園内研修」に取り組むことが望まれる。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		第三者評 価結果
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b

評価者コメント

- ① 園においては、「クラスミーティング」や「保育会議」において、月間「指導計画」の評価・反省を毎月実施し、上期、下期には、年間「指導計画」の評価も行っており、個々の保育士等が、自らの「子ども達との関わり」や「保育実践の内容」等を客観的に振り返る時間になっている。
- ② 「指導計画」の振り返りに加え、園では、保育士等が自らの保育実践を振り返る(自己評価する)機会として、「人事評価制度」における自己評価と「目標管理制度」において自ら設定した目標の実践と結果の自己評価を挙げている。「人事評価制度」は、職員個々の「自己評価」をもとに上位者が成果や貢献度の評価を行い、上位の職位への登用等の処遇に反映することが本来の目的であるが、一人一人の職員が保育実践等、自らの業務を振り返る貴重な機会になっている。また、「目標管理制度」は、設定目標の達成に向けてPDCAサイクルによる「ステップアップシート」の作成によりチャレンジする取り組みを通じて、設定した目標に関係する自らの保育実践の内容を振り返り、改善に繋げる契機になっている。

□ 期待される取り組み事項

園においては、定着化している「指導計画」の振り返り、「人事評価制度」での自己評価、「目標管理制度」での保育目標の取り組みと自己評価等、組織的な取り組みを活かし、これらの取り組みを材料やきっかけにして、職員同士が経験年数や職位の枠を超えて、自由で率直な対話や意見交換を行うことにより、お互いの保育感や保育実践の方法・内容等について、気付きや学びが得られる話し合いの場を設けることが望まれる。園では、本年度実施している「第三者評価」の「職員による自己評価」を非常勤職員も含めた7つのグループによって実施しており、このグルーピングを活用して話し合いの場を設定することも考えられる。こうした場での保育士等職員による主体的な話し合いから、園全体の保育内容の改善に繋がる意見・提案や専門性向上に向けた園内研修の充実策が生まれることを期待したい。